

我が国の食料安全保障をめぐる情勢

令和 7 年 1 月
農林水産省

目次

1. 食料安全保障の確保

① 食料自給率の推移	3
② 食料自給率の変動要因	4
③ 小麦・大豆の国内生産の増大	5
④ 米の新規需要の拡大	6
⑤ 加工・業務用野菜の国産シェア奪還	7
⑥ 我が国の主要農産物の輸入	8
⑦ 穀物等の備蓄水準とその考え方	9
⑧ 肥料の安定供給	10
⑨ 飼料の安定供給	11
⑩ 農林水産物・食品の輸出促進	12
⑪ 合理的な価格形成の在り方の検討	13
⑫ 円滑な食品アクセスの確保	14
⑬ 食品産業の持続的発展	15

2. 農業の持続的発展

① 基幹的農業従事者	17
② 法人経営体	18
③ 農地面積と農地集積	19
④ 地域計画の策定	20
⑤ スマート農業技術の開発・導入とサービス事業体の活動促進	21
⑥ 新品種の育成・導入	22
⑦ スマート農業等に対応した基盤整備	23
⑧ 農業用排水施設の保全管理	24
⑨ 動植物防疫	25

3. 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

① みどりの食料システム戦略のKPIと目標設定	27
② 環境に配慮した農産物に対する消費者の意識	28

4. 農村の振興

① 農村人口の減少と集落機能の低下	30
② 地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出	31
③ 農泊、農福連携の推進	32
④ 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成	33
⑤ 鳥獣被害とジビエ利用	34
⑥ 日本型直接支払	35
⑦ 環境保全型農業直接支払	36
⑧ 中山間地域等直接支払、多面的機能支払	37

1. 食料安全保障の確保

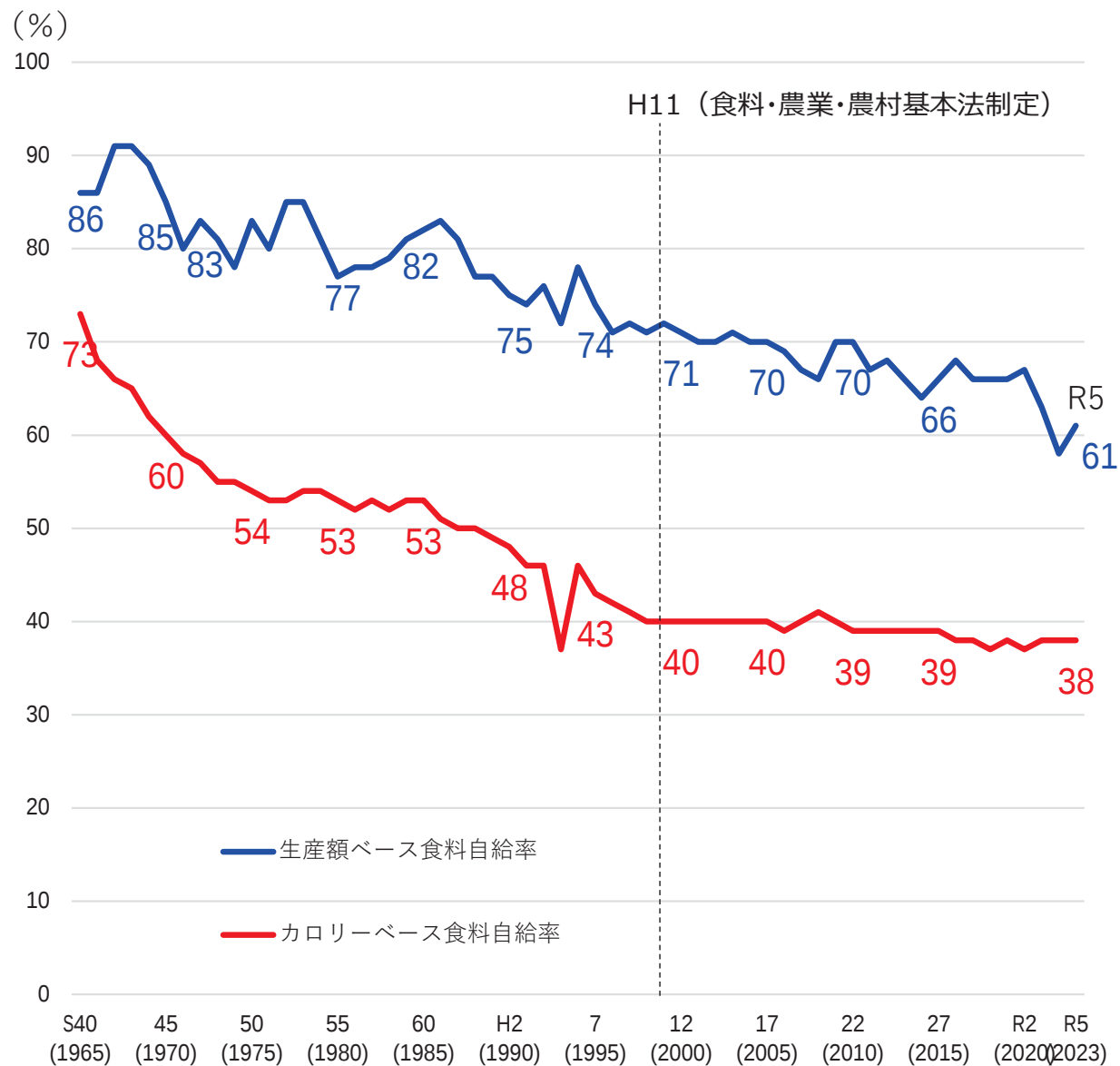
食料自給率の推移

○ 食料自給率（カロリーベース）は、昭和40年～平成10年頃にかけて低下してきたが、その後はしばらく40%程度で推移。

- 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標。
- 分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。

食料自給率

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{国内生産}}{\text{国内消費仕向}} \\ &= \frac{\text{国内生産（輸出向けの生産を含む）}}{\text{国内生産（同上）} + \text{輸入} - \text{輸出} \pm \text{在庫増減}} \end{aligned}$$

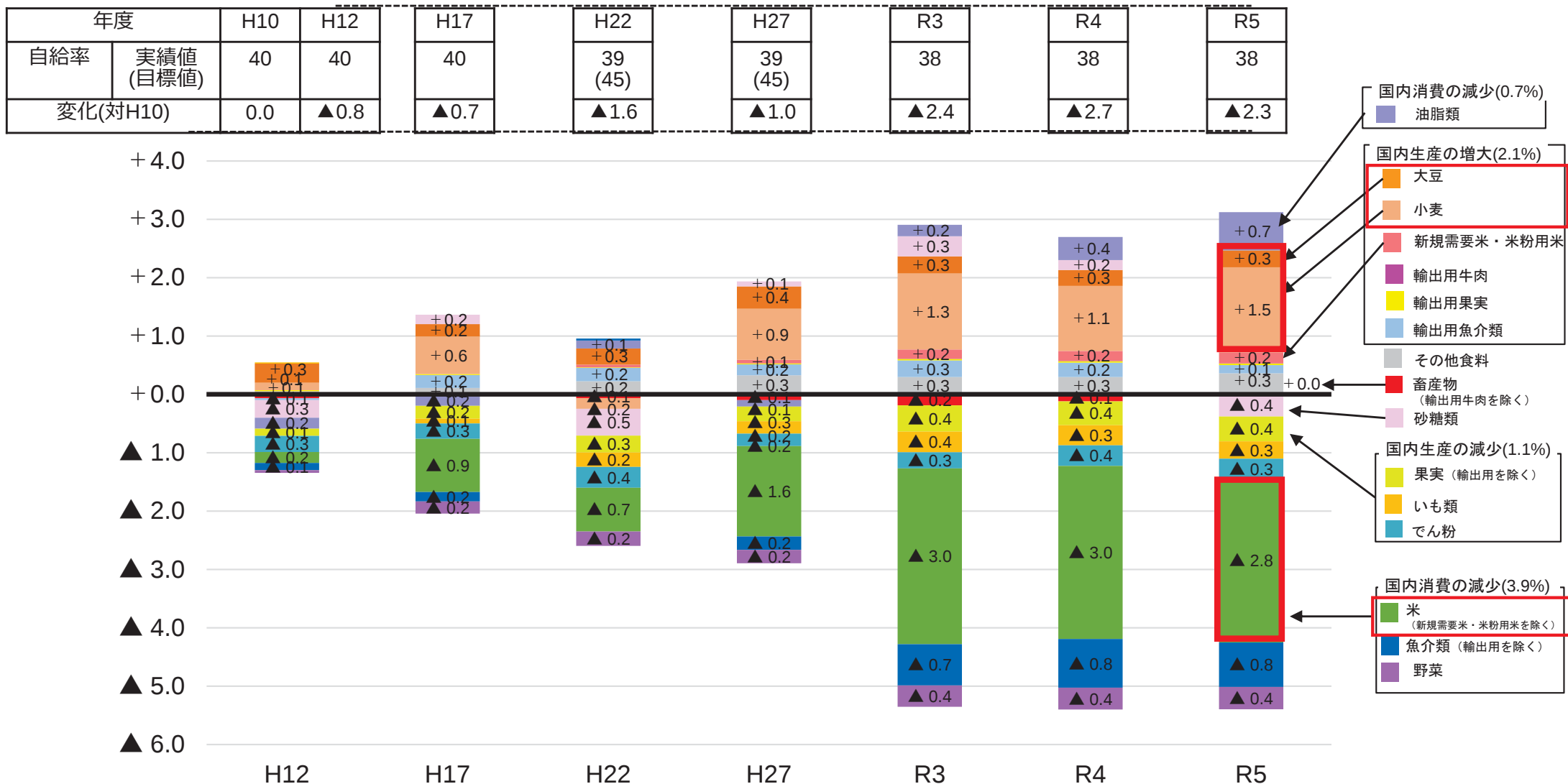


資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

食料自給率の変動要因

- 品目毎の消費・生産について、食料自給率の影響をみると、輸入に依存している小麦や大豆の国内生産の拡大が自給率を押し上げる方向に作用する一方で、自給率の高い米等の消費量が減少したこと等が自給率を引き下げる方向に作用。
- 全体として、食料自給率の変動要因としては、国内生産の増減より、国内消費の変化の影響が大きくなっている。

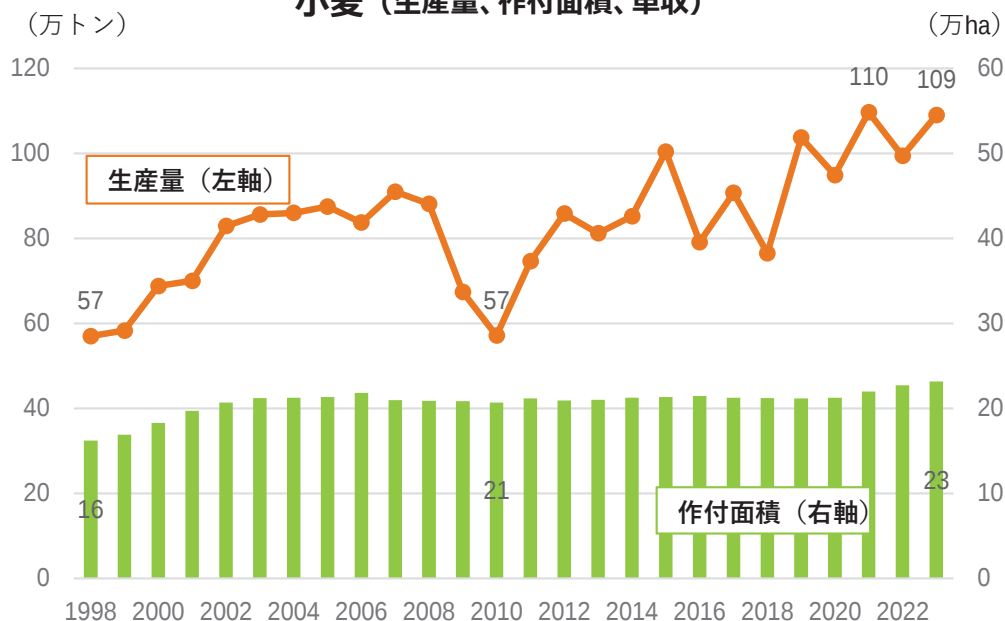
<カロリーベース食料自給率の変動要因（品目別の影響）（対平成10年度比）>



小麦・大豆の国内生産の増大

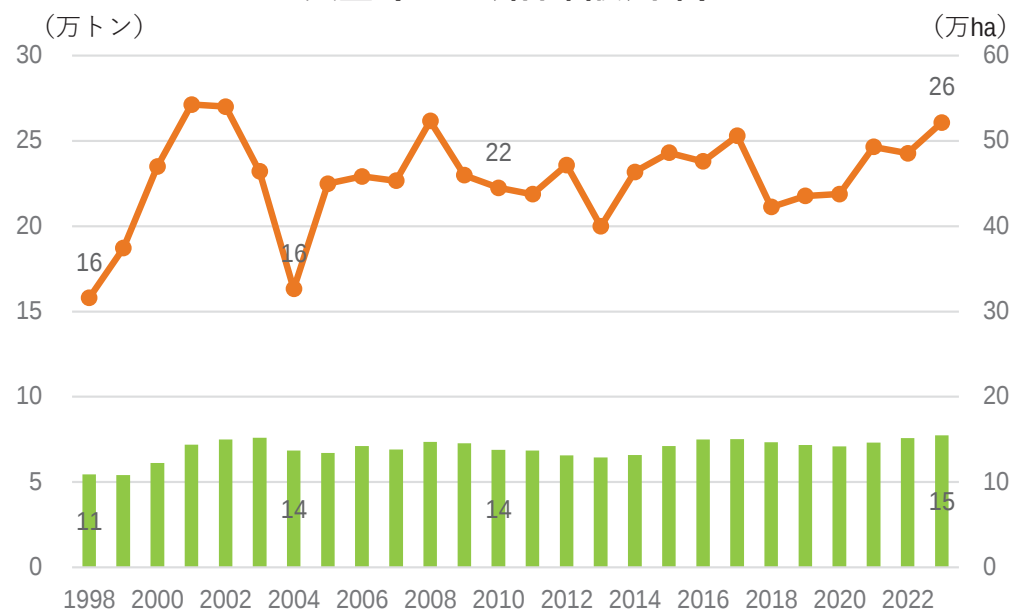
- 食料の安定供給のためには、輸入依存度の高い小麦・大豆等の国内生産を増大することが必要。
- 小麦・大豆については、ここ20年で見ると作付面積はほぼ横ばいであり、単収は年次変動が大きく、生産量は不安定。
- 各産地の意向を踏まえ、水田におけるブロックローテーションや畑地化を集中的に推進するとともに、基盤整備による汎用化・畑地化の推進が必要。

小麦（生産量、作付面積、単収）



資料：農林水産省「作物統計」

大豆（生産量、作付面積、単収）

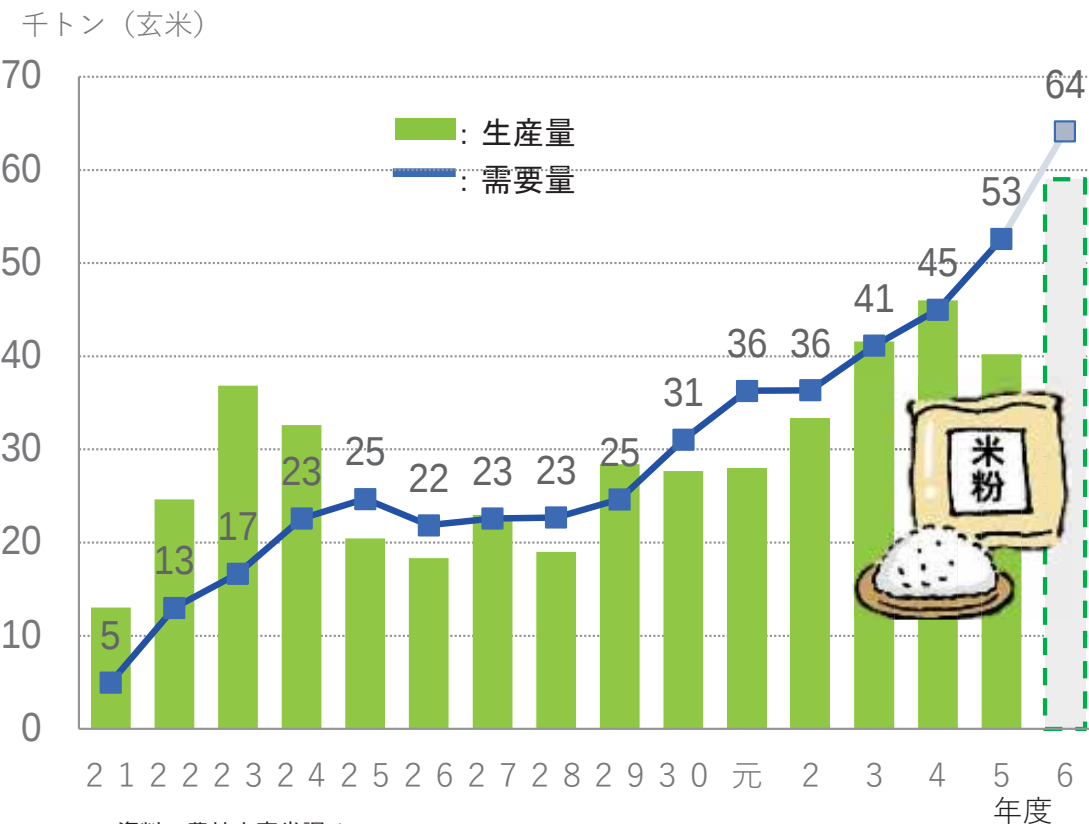


資料：農林水産省「作物統計」

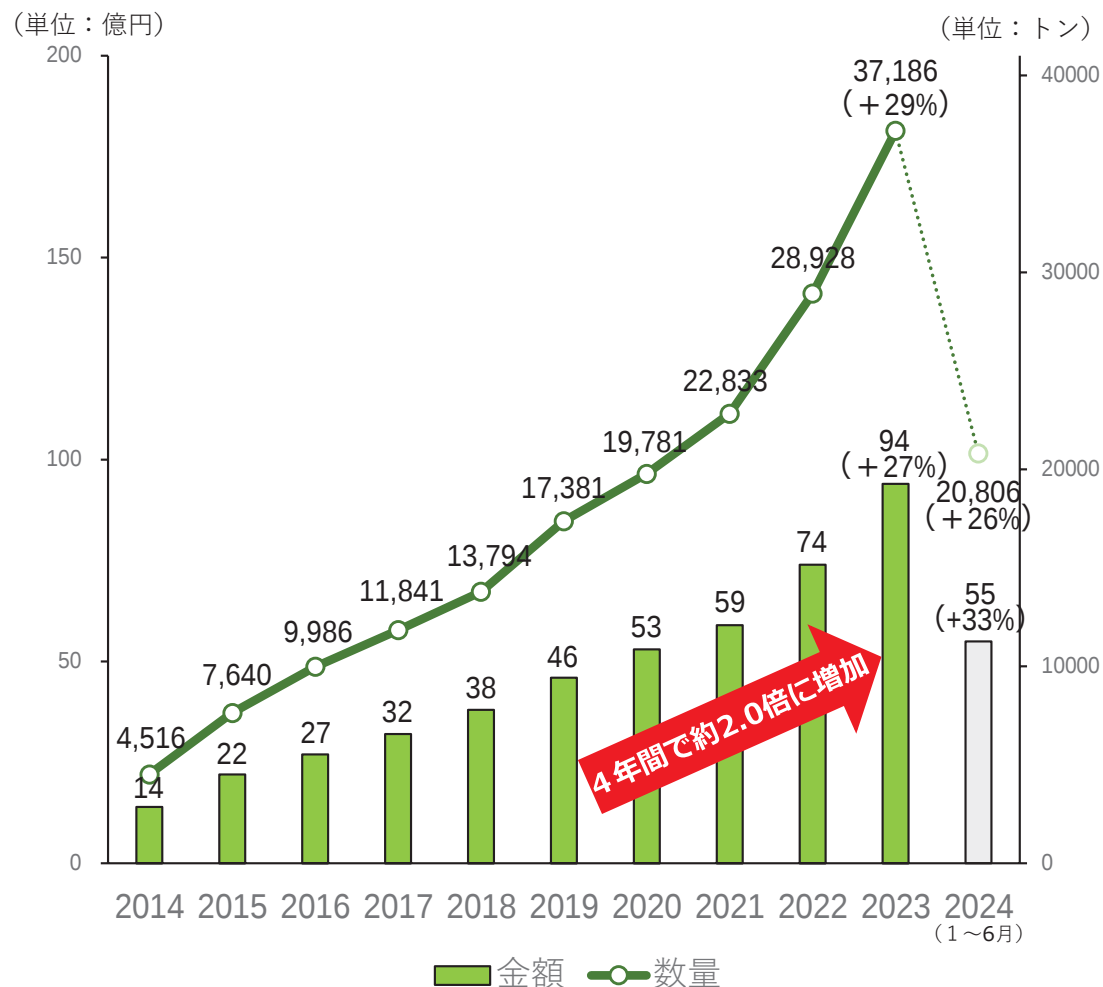
米の新規需要の拡大

- 近年、米粉製品の製造能力強化や米粉商品開発等を行った結果、**米粉の需要量が拡大**。また、海外における日本食レストランやおにぎり店などの需要開拓が進めた結果、**米の輸出が大きく増加**。
- このような**米の新規需要の創出・拡大への取組の推進**が必要。

米粉用米の生産量・需要量の推移



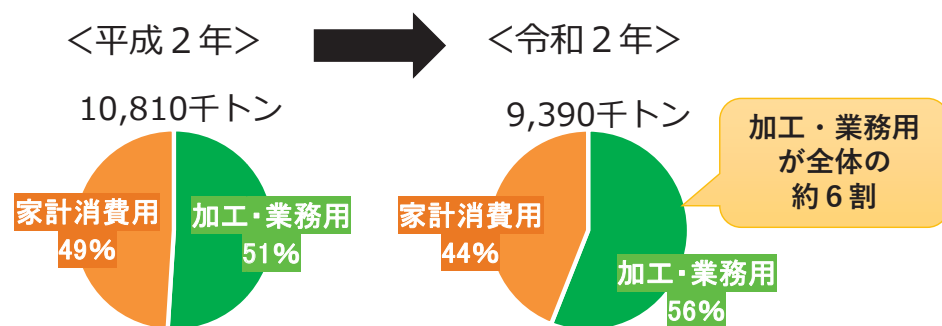
米の輸出実績の推移



加工・業務用野菜の国産シェア奪還

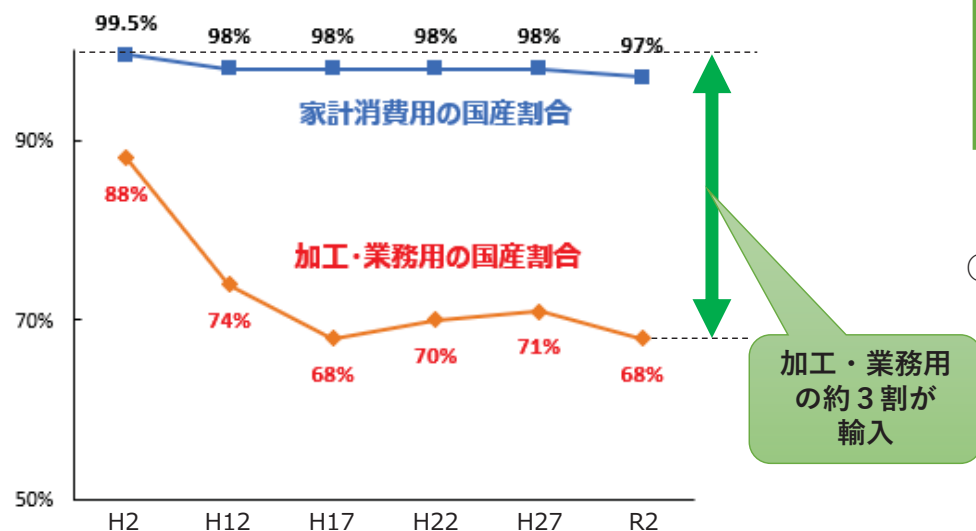
- 食料の安定供給のためには、**輸入依存度の高い加工・業務用野菜の国内生産を増大**させることが必要。
- 食の外部化を背景に、近年では**加工・業務用が野菜の消費全体の約 6 割**を占めるが、そのうち**約 3 割が輸入に依存**。
- 海外調達不安定化によるリスク軽減のため、加工適性の高い品種や大型コンテナの導入等の**サプライチェーンの関係者が連携して行う周年安定供給体制の構築、物流拠点・冷凍施設の整備**等が必要。

○加工・業務用野菜の割合



出典：農林水産政策研究所

○加工・業務用野菜と家計消費用野菜の国産割合の推移



○サプライチェーンの関係者が連携して行う周年安定供給体制の確立



○物流拠点・冷凍施設の整備



青果物流通拠点施設の整備



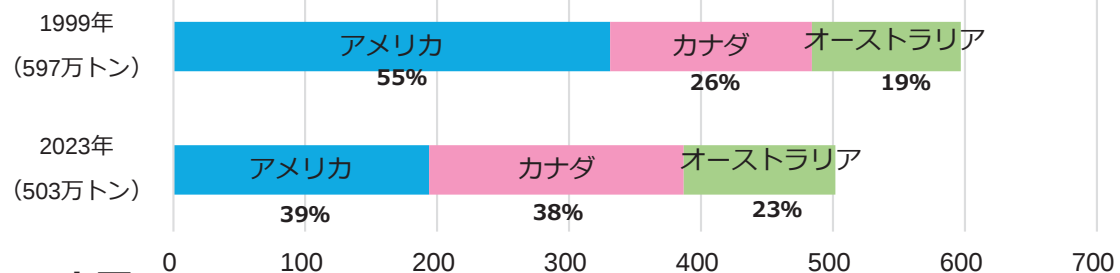
野菜加工施設の整備



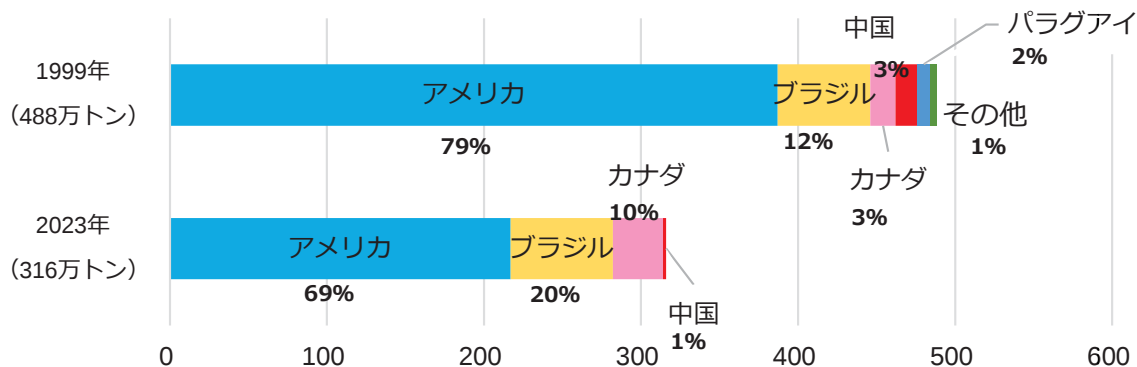
我が国の主要農産物の輸入

- 国内生産では国内需要を満たすことができない農産物は、品目ごとの国際需給及び価格の動向を踏まえた安定的な輸入を通じて、国内への供給を行うことが必要。
- 現在は、小麦、大豆、とうもろこしなどの主要農産物で見ると良好な関係にある国からの輸入が多い。
- 輸入相手国での投資促進等により、輸入の安定化を進めることが必要。

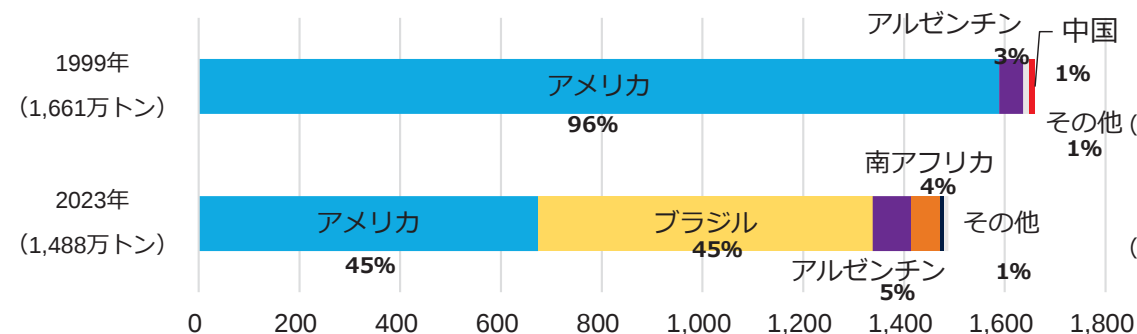
●小麦



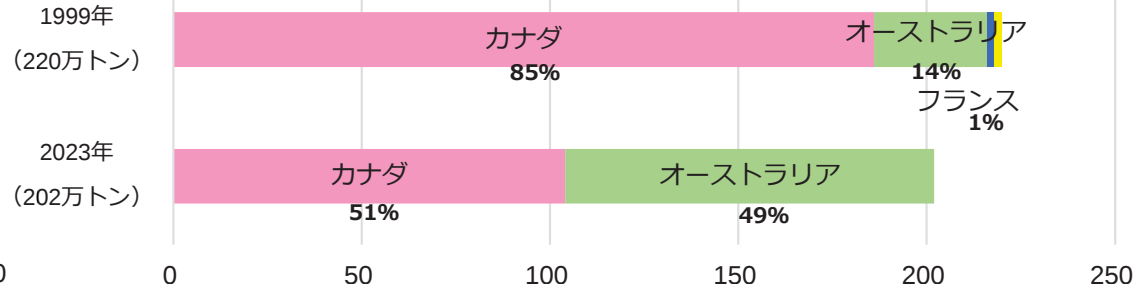
●大豆



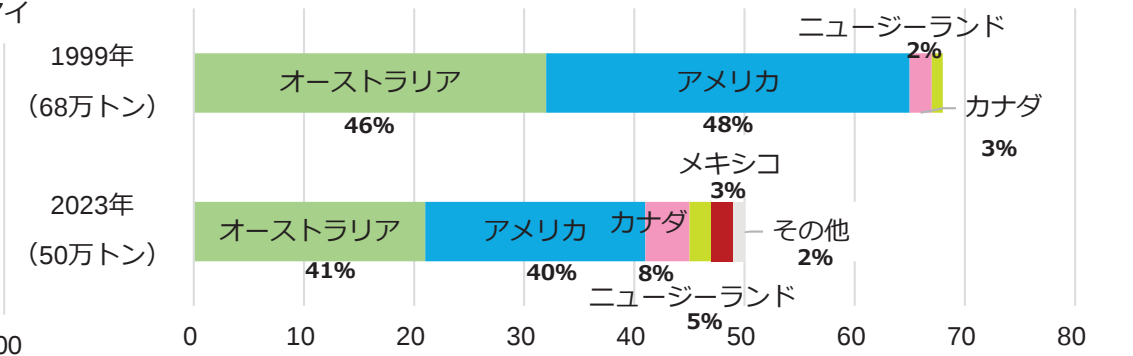
●とうもろこし



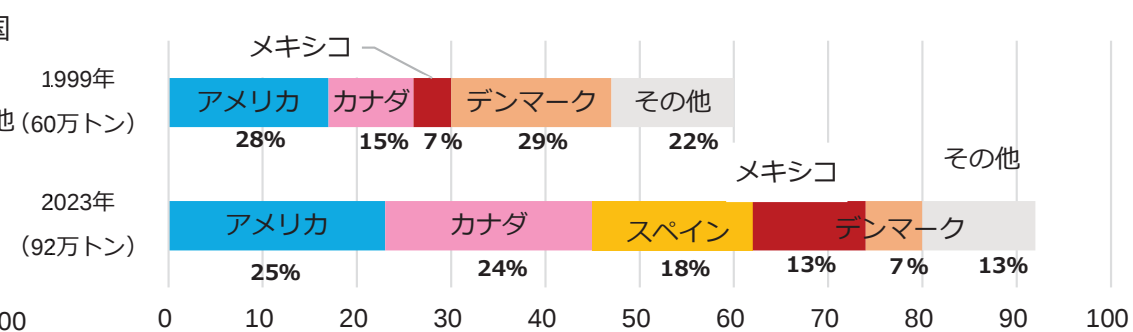
●菜種



●牛肉



●豚肉



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省にて作成。

注1：主な用途は、小麦は食糧用、とうもろこしは飼料用、大豆、なたねは油糧用である。

注2：小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。

注3：加工品の原料分は含まない。

穀物等の備蓄水準とその考え方

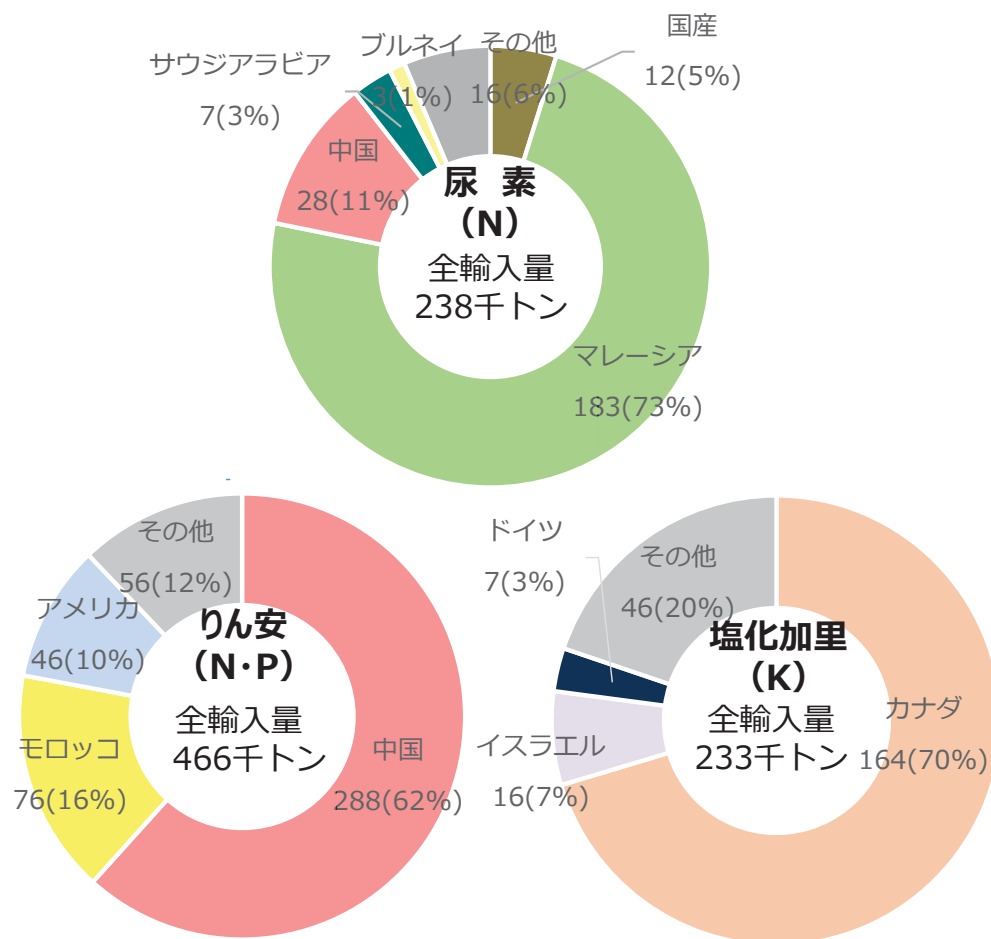
- **備蓄**は、不測の事態の発生初期において、**代替調達先の確保等の次の対策を措置するまでの対応手段として必要**。
- 現在、**米、食糧用小麦、飼料穀物**については、**国として備蓄事業を実施**しており、備蓄水準は、
 - ・ 自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せずに）国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。
- 今後、食料供給困難事態対策法に基づき、**民間在庫量の把握等を進め、官民合わせた総合的な備蓄体制の推進が必要**。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万吨程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (2021年度は93万吨)	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・代替輸入に 4.3カ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は 2カ月分程度 ・差し引き 2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万吨程度	不測の事態による海外からの一時的な輸入の停滞、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・過去に備蓄を活用した最大実績は 75万吨（東日本大震災時） ・海上輸送中の飼料穀物約 100万吨 が存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて 2カ月程度のストック となり、この間に代替輸入国への変更等が可能
輸入	食品用大豆 2010年度をもって廃止	需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万吨) 廃止直前の2010年度は約2週間分の3万吨	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準 (1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止)

肥料の安定供給

- 食料安全保障を確保するためには、肥料や農薬等の**生産資材**についても、**安定的な供給を確保**することが必要。
- 主な**化学肥料の原料**である尿素、りん安（りん酸アンモニウム）、塩化加里（塩化カリウム）は**ほぼ全量を輸入**。
- 一方、国内には、**家畜排せつ物由来堆肥**や**下水汚泥資源**など肥料成分を含有する資源があり、化学肥料に代替したこれらの活用を推進。
- **国内資源の利用促進**、化学肥料原料の**備蓄の確保**、輸入相手国への投資促進等による**輸入の安定化**が必要。

○ 肥料原料の輸入状況（R4肥料年度（R4.7～R5.6））



資料：経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けものを除く。）。

注：1）「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。

2）全輸入量には、国産は含まれない。

○ 国内資源の利用促進の例

① JA全農みやぎとJA鹿児島県経済連

（堆肥ペレット・稲わら広域流通）

JA全農みやぎとJA鹿児島県経済連は、稲わらと堆肥ペレットの広域流通を実証。

宮城県の新巻（140 t）を鹿児島へ輸送し、鹿児島からは堆肥ペレット（60 t）を宮城県へ輸送。

石巻市⇄鹿児島市の輸送距離は約1,500km。実証では、20 tトレーラー（途中フェリーを使用予定）及びJR貨物の2種類の輸送方法を検証。



② 兵庫県神戸市（下水汚泥からのリン回収）

下水汚泥から純度の高いリン「こうべ再生リン」を回収し、有機肥料等と配合した「こうべハーベスト」を製造。

「こうべハーベスト」は、神戸市の特別栽培農作物のブランドである「こうべ旬菜」にも使用。



○下水汚泥から回収した「こうべ再生リン」



○こうべ再生リンを原料とした配合肥料「こうべハーベスト」

飼料の安定供給

- 消費量が増加している畜産物の安定供給のためには、**飼料自給率の向上**が必要。
- 飼料の需要量は近年2,500万TDNトン程度。**飼料自給率は、約25%で推移**（粗飼料自給率：約80%、濃厚飼料自給率：約10%）。主な輸入相手国は、米国、ブラジル等。
- **耕畜連携、コントラクター等の飼料生産組織の運営強化等の取組を推進するとともに、地域計画に基づく飼料産地づくりの強力な推進が必要。**

○ 飼料需給・自給率の推移（可消化養分総量(TDN)ベース）

（単位：千TDNトン、%）

区 分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 (概算)
需 要 量	28,517	27,098	25,481	25,164	25,204	23,820	24,593	24,498	24,772	24,937	25,071	25,003
供給区分	粗 飼 料	6,242	5,912	5,756	5,485	5,369	4,877	5,125	5,021	5,041	4,971	5,008
	うち国内供給	5,310	4,733	4,491	4,197	4,164	3,792	3,989	3,873	3,873	3,793	3,913
	濃 厚 飼 料	22,375	21,186	19,725	19,678	19,835	18,944	19,468	19,731	19,731	19,967	19,995
	うち国内供給	2,187	2,239	2,179	2,214	2,122	2,593	2,497	2,375	2,375	2,337	2,649
諸 率	純国内産飼料自給率	26%	26%	26%	25%	25%	27%	26%	25%	25%	25%	26%
	純国内産粗飼料自給率	85%	80%	78%	77%	78%	78%	76%	77%	76%	76%	78%
	純国内産濃厚飼料自給率	10%	11%	11%	11%	11%	14%	13%	12%	12%	13%	13%

資料：農林水産省畜産局飼料課調べ。

注1：濃厚飼料の「うち国内供給」とは、国内産に由来する濃厚飼料（国内産飼料用小麦・大麦等）であり、輸入食料原料から発生した副産物（輸入大豆から搾油した後発生する大豆油かす等）を除いたものである。

注2：「食料・農業・農村基本計画」において、2030年度（令和12年度）に純国内産飼料自給率を34%とする目標を設定。

飼料穀物の品目別輸入量の割合（R5）

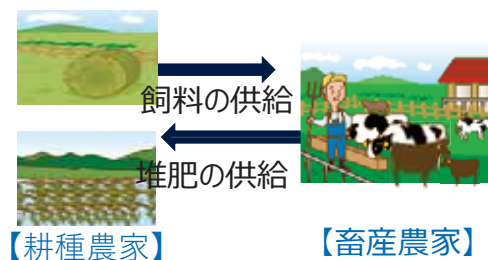
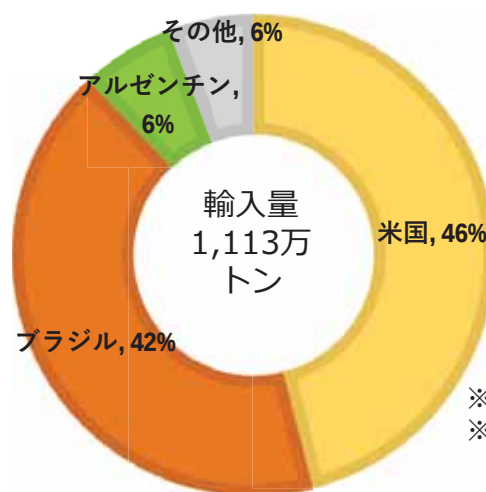
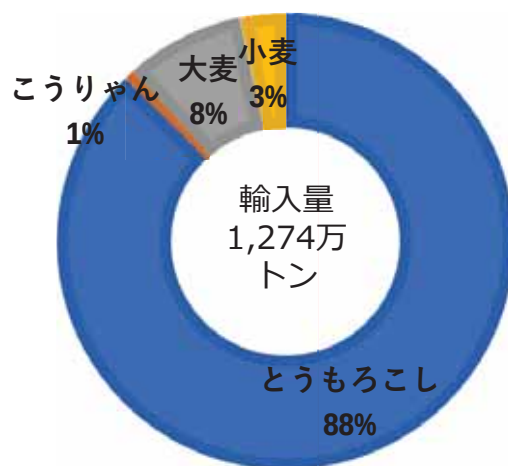
とうもろこしの国別輸入割合（R5 重量ベース）

○ 耕畜連携の推進

- ・耕種農家が生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組の拡大

○ コントラクター※1、TMRセンター※2による飼料生産の効率化

- ・作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



※1 コントラクター：飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

※2 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた

牛の飼料（Total Mixed Ration）を製造し農家に供給する施設

資料：財務省「貿易統計」

農林水産物・食品の輸出促進

- 国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、**食料の供給能力確保のための輸出促進が必要**。
- **2023年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆4,541億円**で過去最高値。一方で、ALPS処理水の海洋放出等に伴う輸入規制の影響により、2024年上半期の輸出額実績は、対前年同期比1.8%減少。
- さらなる輸出拡大に向け、科学的根拠に基づかない**輸入規制の即時撤廃**を働きかけるとともに、**品目団体や輸出支援プラットフォームの取組強化、輸出産地の形成、知的財産の保護・活用等**の推進が必要。

品目団体の認定

- ・これまでに**27品目15団体**を認定。
- ・品目団体を中核とし、規格の統一やリレー出荷の実証など、オールジャパンによる輸出促進を展開。

認定日	認定団体名	対象とする輸出重点品目
令和4年 10月31日	(一社)全日本菓子輸出促進協議会	菓子
	(一社)日本木材輸出振興協会	製材、合板
	(一社)日本真珠振興会	真珠
令和4年 12月5日	日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
	(一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品
	(一社)全国花き輸出拡大協議会	切り花
	(一社)日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜
令和5年 3月31日	(公社)日本茶業中央会	茶
	(一社)全日本錦鯉振興会	錦鯉
令和5年 10月13日	全国醤油工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち醤油
	全国味噌工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち味噌
令和5年 11月14日	(一社)日本はたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
	(一社)日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
	(一社)日本畜産物輸出促進協会	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品
令和5年 12月12日	全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレー粉及びカレー調製品

輸入規制への対応

- ・ 原発事故に伴い日本産食品の輸入規制を措置した国・地域のは数は、事故後の55から現在**6(中国、香港、マカオ、韓国、台湾、ロシア)**にまで減少(R6年5月時点)
- ・ 中国、ロシア、香港、マカオについては、ALPS処理水の海洋放出に伴い、更に日本産水産物等を停止。
- ・ 引き続き科学的根拠に基づかない輸入規制の即時撤廃を働きかけている。

輸出支援プラットフォームの設置

- ・ R6年8月までに**10か国・地域(16拠点)**で立ち上げ。
- ・ 現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。

設置国・地域及び拠点設置都市

米国(LA、NY、HY)、EU(パリ、ブリュッセル)、ベトナム(ホーチミン)、シンガポール(シンガポール)、タイ(バンコク)、中国(北京、上海、広州、成都)、香港(香港)、台湾(台北)、マレーシア(クアラルンプール)、UAE(ドバイ)



輸出産地の形成

- ・ **GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)**登録者数は9,400以上。(R6年6月末時点)
〈GFP登録者へのサービス〉
 - ・ GFPコミュニティサイトでの事業者同士の直接マッチング
 - ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供 等
- ・ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「**フラッグシップ輸出産地**」として**42産地**を選定。

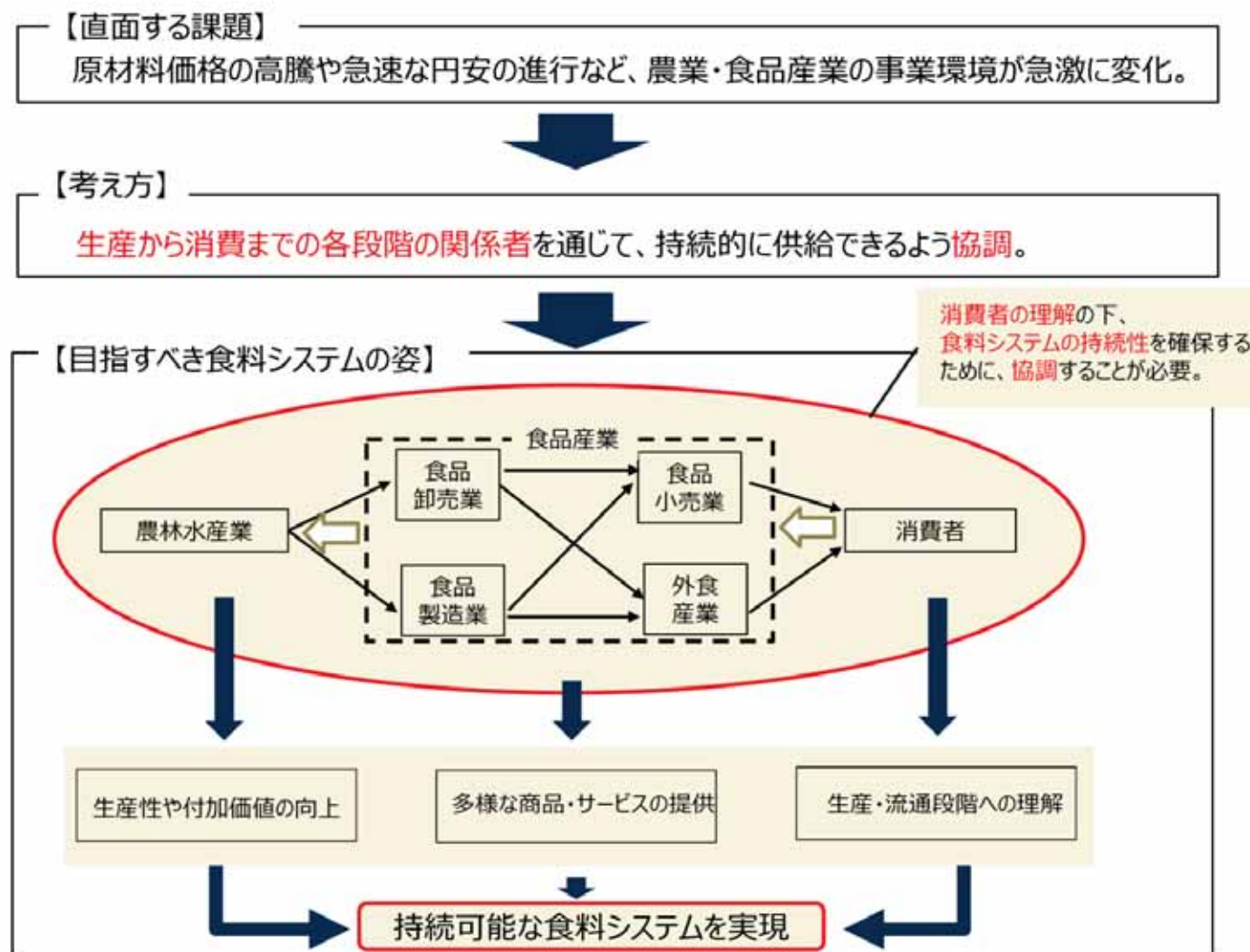


合理的な価格形成の在り方の検討

- 食料の合理的な価格形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、食料システムの関係者により合理的な費用が考慮されることが必要。
- 生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる協議会におけるコスト指標の作成等の議論も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成のための法制度を検討中。

○合理的な価格形成に向けた食料システムの構築

「適正な価格形成に関する協議会」を開催し、消費者も含めた関係者の理解を図り、食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討。



円滑な食品アクセスの確保

- 経済的・物理的理由により十分な食料を入手できない者が増加している中で、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることが必要。
- このため、関係省庁が協力して、地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり、フードバンク・こども食堂等の取組拡大、ラストワンマイル配送の取組強化が必要。あわせて、中継共同物流拠点の整備、標準仕様パレットの導入等の物流の効率化の推進が必要。

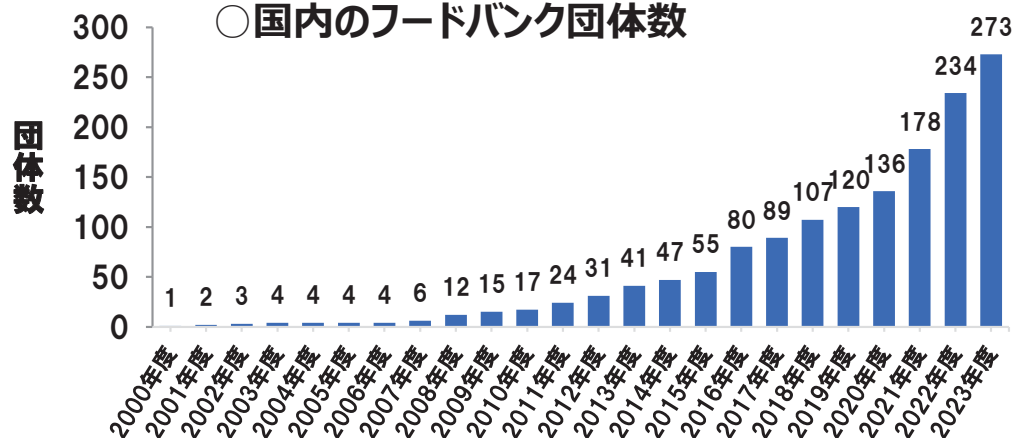
経済的アクセス関係支援策

- 食料提供に資する体制づくり
 - ・ 地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり
 - ・ 孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりづくり
 - ・ フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた仕組みづくり 等
- フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援
 - ・ 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等支援
 - ・ フードバンク、こども食堂等の新設・取組拡大支援
 - ・ 未利用食品の提供を行うフードバンクの活動支援
 - ・ こども宅食等による食事提供活動への支援 等
- フードバンク、こども食堂等への食料提供
 - ・ 政府備蓄米のこども食堂やこども宅食への無償交付
 - ・ 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供

物理的アクセス（買物困難者対策）関係支援策

- 移動販売等の拠点施設の整備
 - ・ 地方公共団体が行う拠点施設の整備支援
- 店舗への交通手段の確保
 - ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働支援
 - ・ 農林水産業を軸とした交通、福祉等の集落機能等の維持支援 等
- 移動販売等の実施
 - ・ 移動販売車の実証支援
 - ・ 買物困難地域、過疎地域等での移動販売等の取組支援 等
- 配送の効率化
 - ・ ラストワンマイル配送の効率化支援
 - ・ 地方公共団体が行うドローン配送のサービス実装支援
 - ・ 自動配送ロボットによるサービスモデル支援 等
- 食品アクセスの対策事例等
 - ・ 食品アクセスポータルサイト等での情報提供
 - ・ 「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進

○ 国内のフードバンク団体数



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」等
 (※) 農林水産省のホームページに掲載希望のあったフードバンク活動団体数

○ 買物困難者対策の例



移動販売車の導入

○ 物流効率化の取組



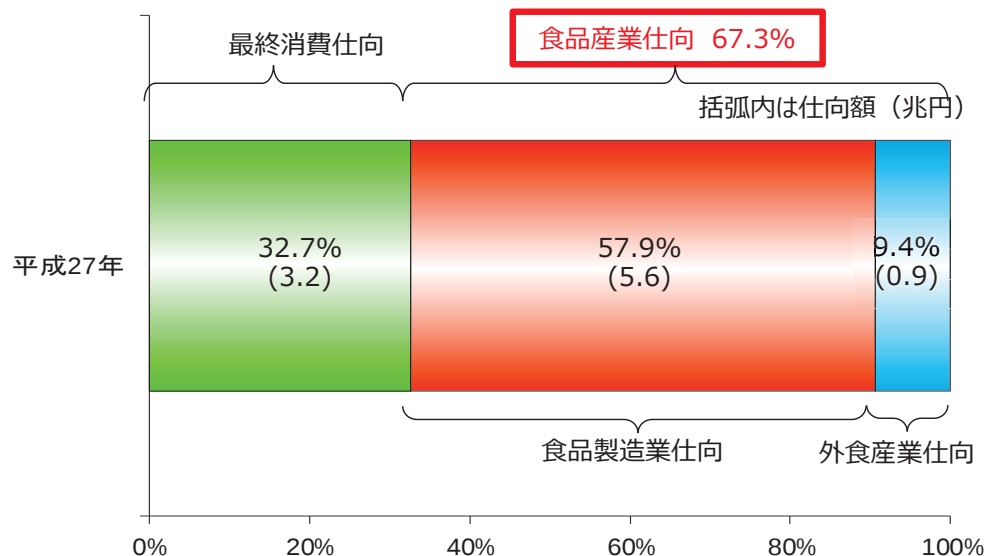
標準仕様パレットの導入

中継輸送

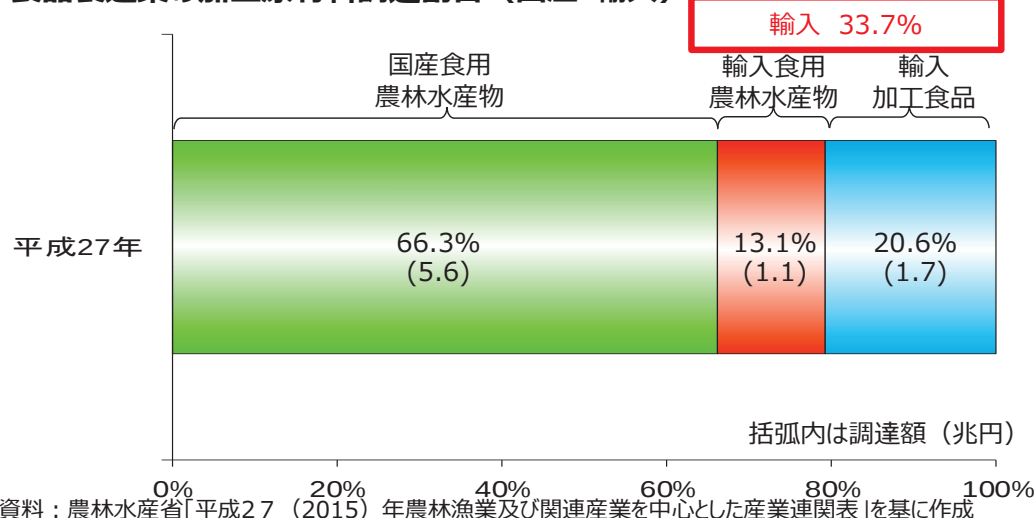
食品産業の持続的発展

- 食品産業は、農業と密接に関係（国産食用農林水産物のうち約67%が食品産業仕向け）しているため、**食料供給において重要な役割**を果たしており、その持続的発展を図ることが必要。
- **食品製造業の加工原材料調達のうち約34%が輸入に依存**。特に、**加工・業務用野菜は32%が輸入に依存**しており、食品製造業者等への意向調査によれば、**国産の食料・原材料の利用を増やしていきたい実需者が約3～5割存在**。
- 食品産業の持続的発展のためには、**農業との協調・連携、原材料の国産化、フードテック等の新技術の活用等を推進**することが必要。

○ 国産食用農林水産物の用途別仕向割合

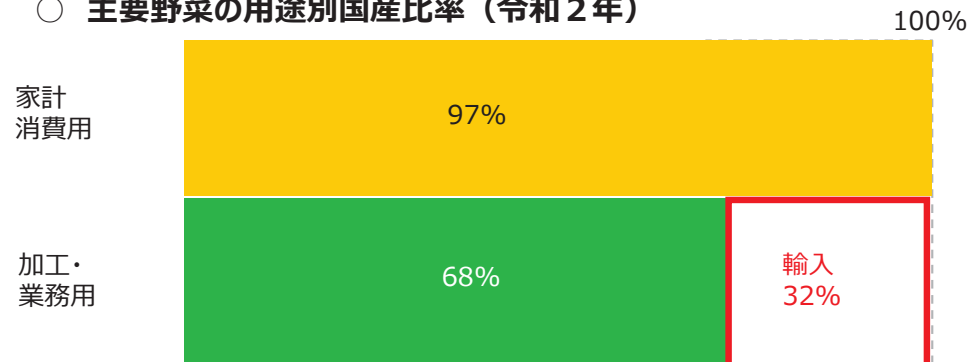


○ 食品製造業の加工原材料調達割合（国産・輸入）



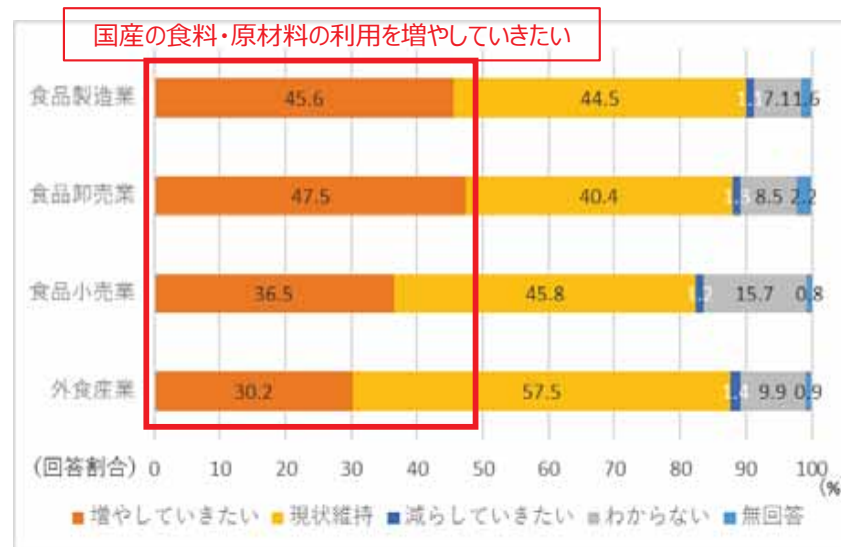
資料：農林水産省「平成27（2015）年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」を基に作成

○ 主要野菜の用途別国産比率（令和2年）



資料：農林水産政策研究所、（株）流通研究所調べ

○ 加工・業務用野菜の実需者ニーズに関する意識・意向調査（令和3年度）



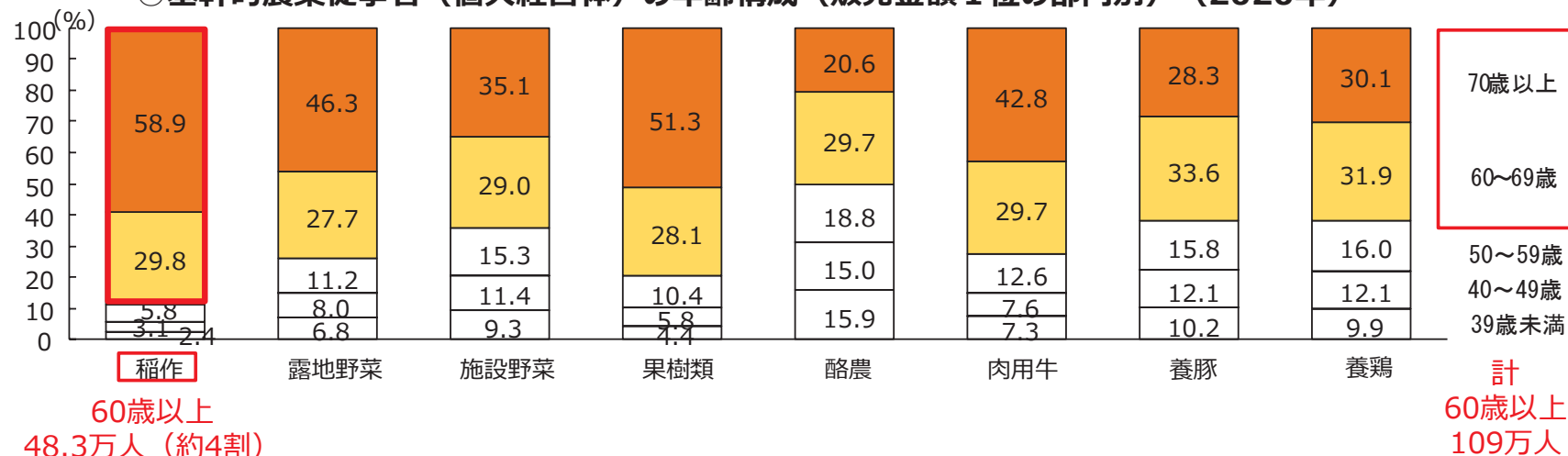
資料：「加工・業務用野菜の実需者ニーズに関する意識・意向調査結果」（2022年1月）

2. 農業の持続的発展

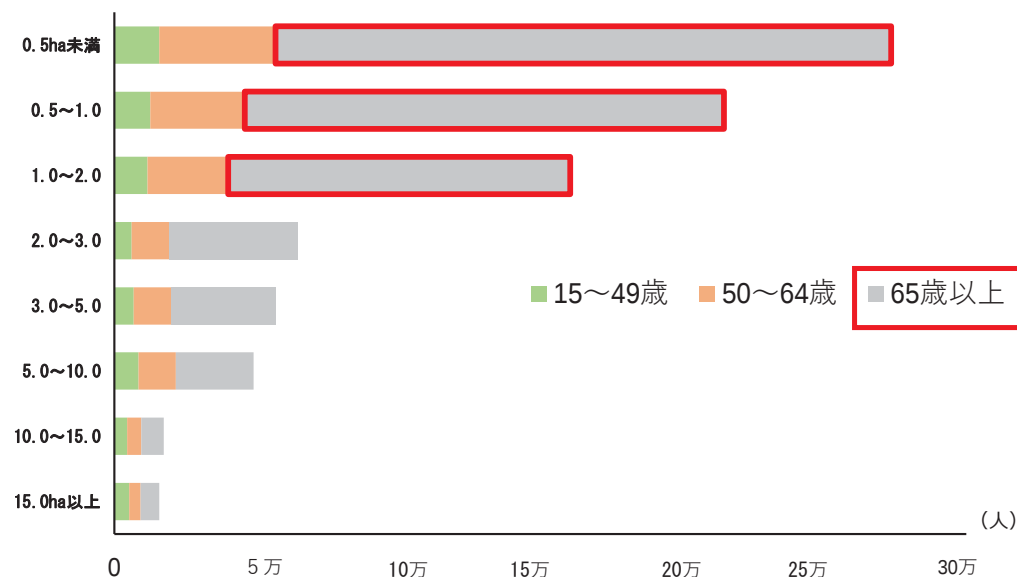
基幹的農業従事者

- 個人経営体で主に農業に従事する**基幹的農業従事者数**は2000年からの約四半世紀で半減し、高齢化も進行。今後さらに大幅な減少が見込まれる。
- **60歳以上の基幹的農業従事者109万人のうち、48.3万人（約4割）が稲作**。また、その多くは作付面積規模が小さく、中山間地域に多く存在。

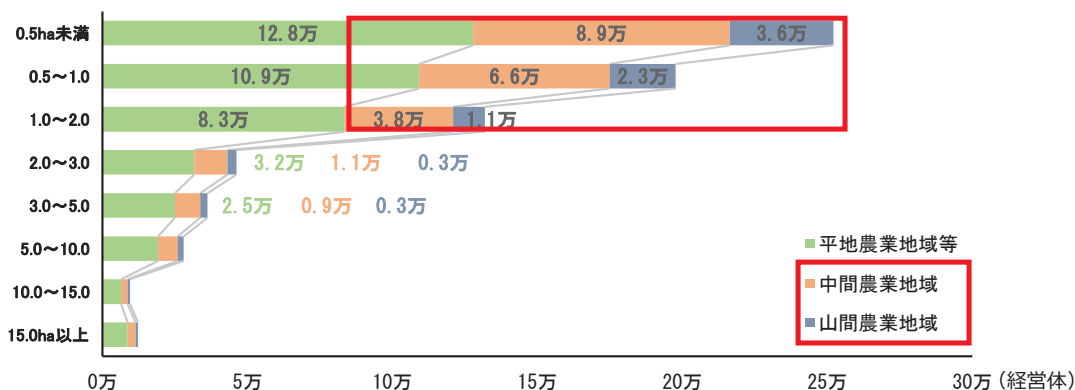
○ 基幹的農業従事者（個人経営体）の年齢構成（販売金額1位の部門別）（2020年）



○ 水稲作付面積規模別の基幹的農業従事者数（年齢階層別）（2020年）

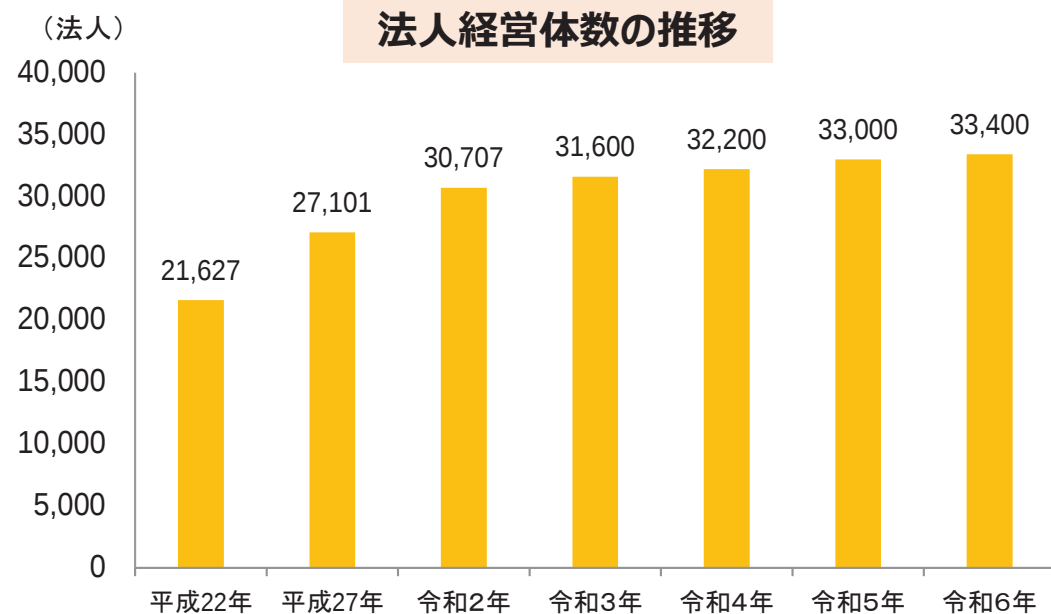


○ 水稲作付面積規模別の経営体数（農業地域類型別）（2020年）

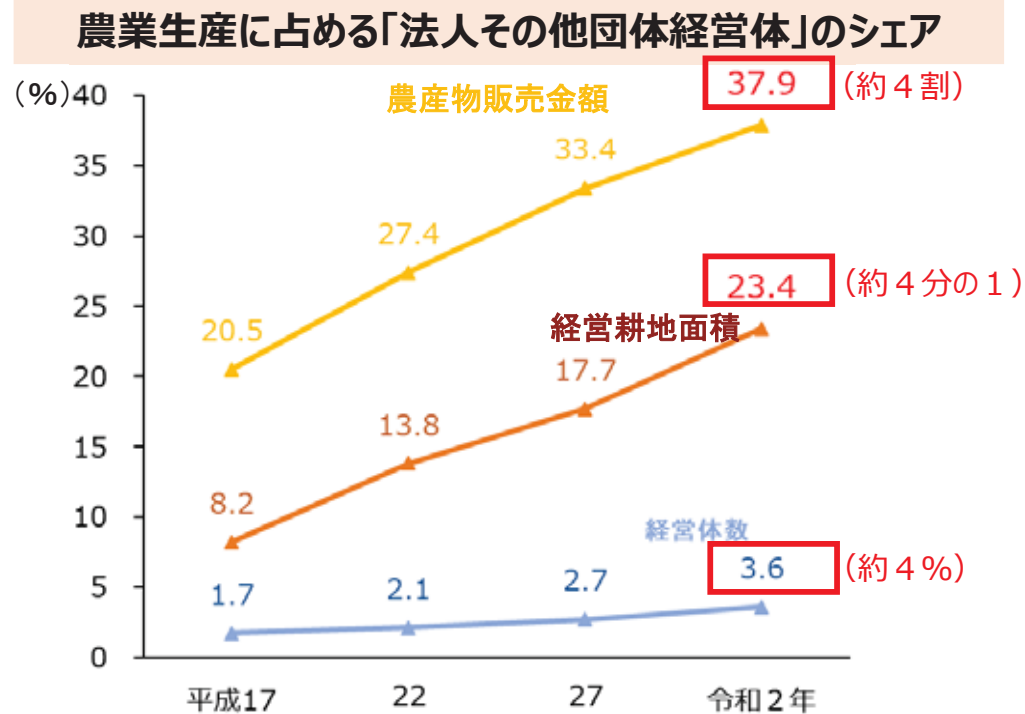


法人経営体

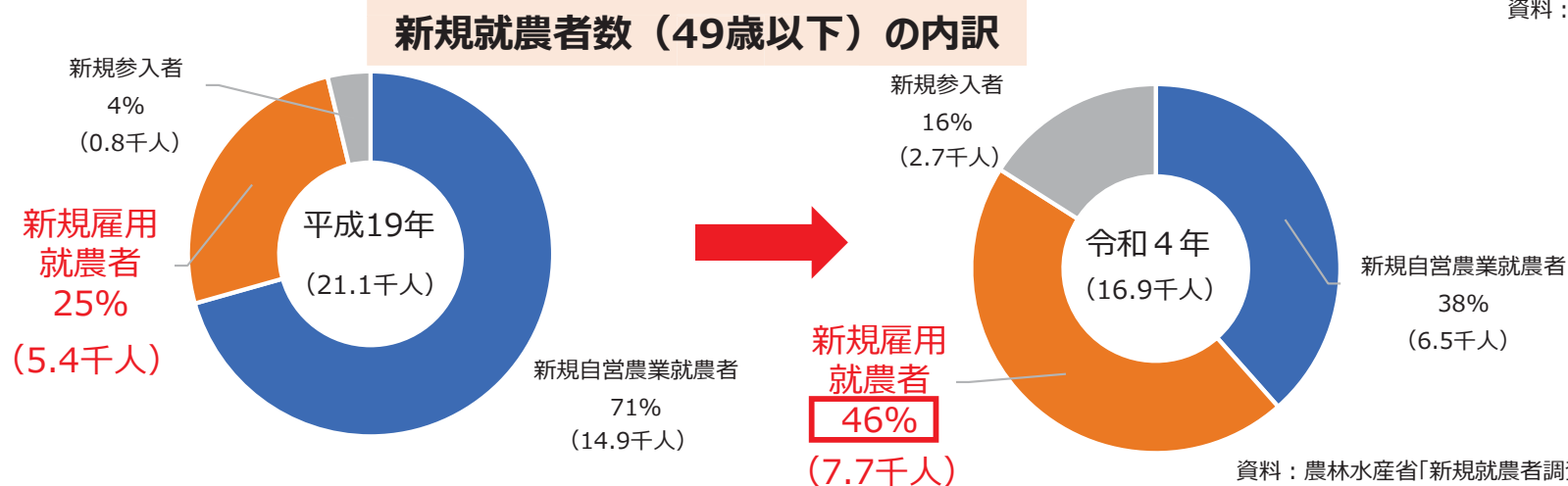
- 今後個人経営体が減少する中、法人経営体が、離農する個人経営体の農地や新規就農者の受け皿として、農業生産を支えていくことが必要。
- 法人経営体数は年々増加しており、「法人その他団体経営体」のシェアは、経営体数では全体の約4%であるが、経営耕地面積では約4分の1、農産物販売金額では約4割まで拡大。若年層(49歳以下)の新規就農形態は、雇用によるものが約半数を占めるようになっている。



資料：農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和2年)、「農業構造動態調査」(令和3年～令和6年)
 注：令和3～令和6年の数値は農業構造動態調査の結果で、標本調査により把握した推計値



資料：農林水産省「農林業センサス」

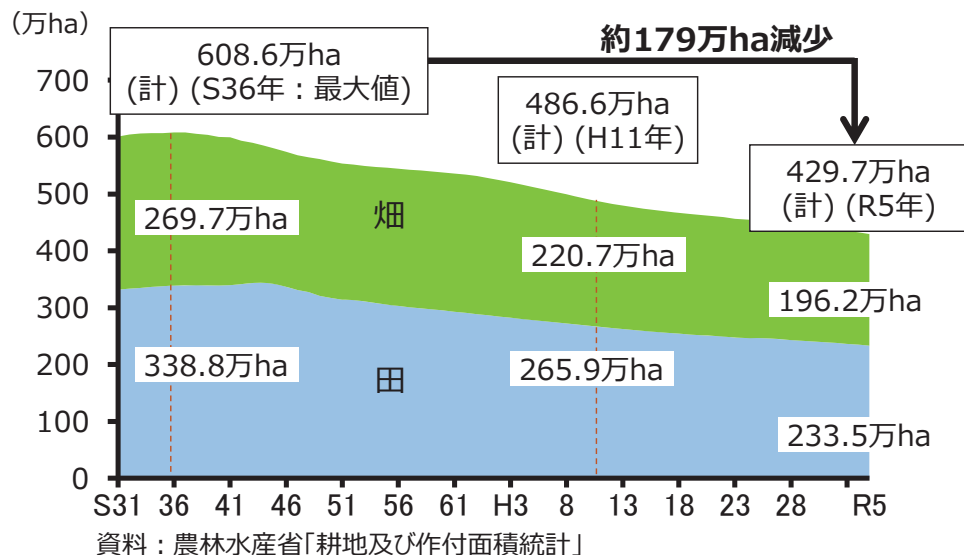


資料：農林水産省「新規就農者調査」

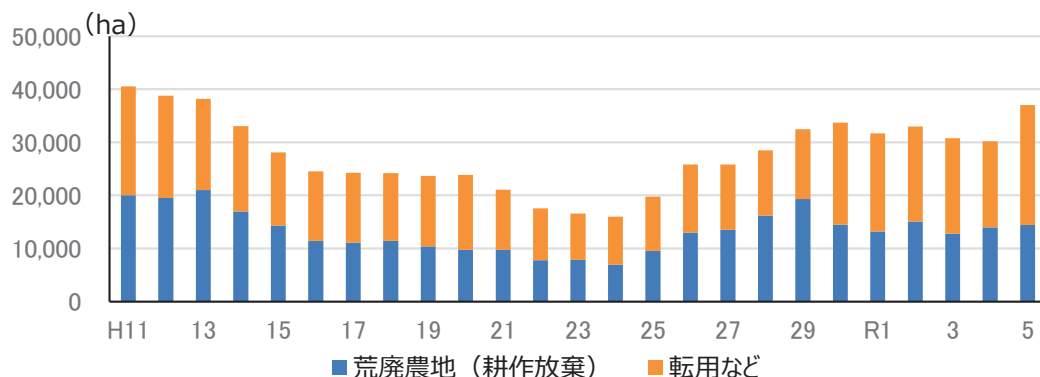
農地面積と農地集積

- 国内の農業生産に必要な**農地の確保及びその有効利用**を図ることが必要。
- **農地面積**は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、**昭和36年に比べて、約179万ha減少**。
- 農地面積の減少要因である**かい廃面積**は、平成26年以降約**3万ha程度**で推移。
- **担い手への農地集積**は、**農地中間管理機構**を創設した平成26年以降の10年間で**10ポイント上昇**し、令和5年度末の**農地集積率は60.4%**。

○農地面積の推移



○かい廃面積（減少要因）の推移



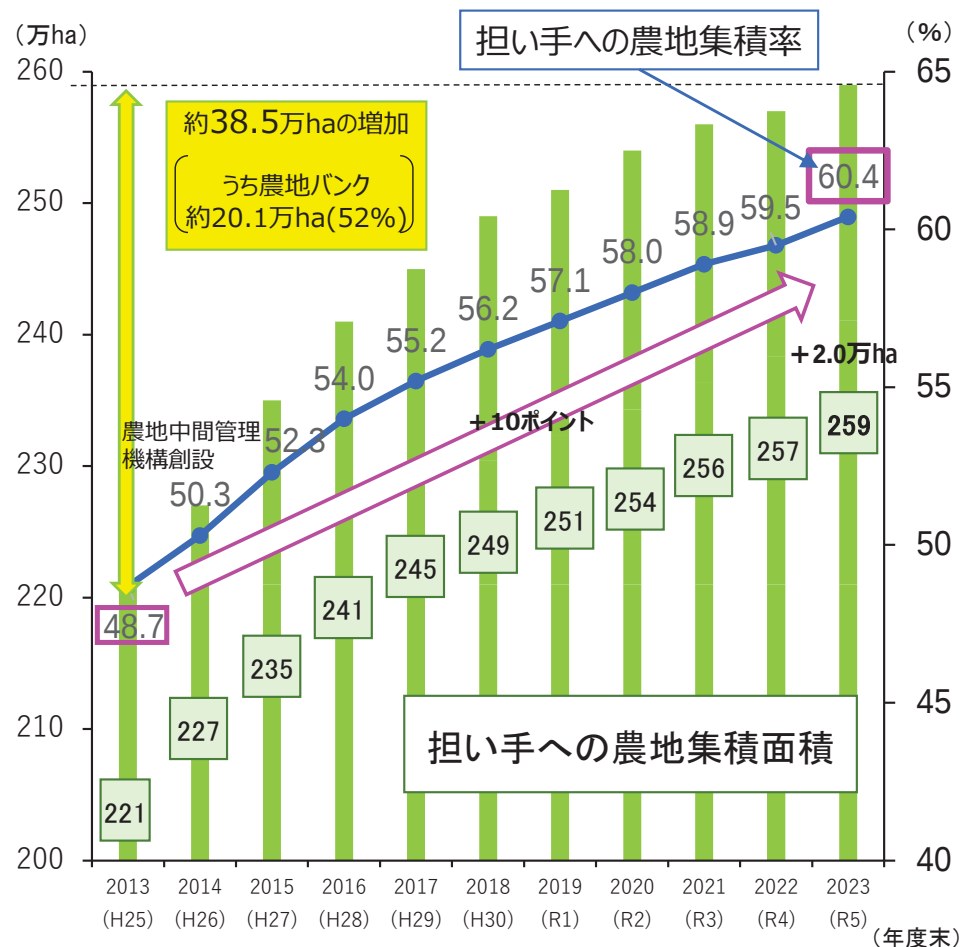
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1：「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。

注2：「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。

注3：かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、平成29年から要因別の調査を廃止したため、平成29年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

○農地集積率の推移



※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成

資料：農林水産省経局農地政策課調べ

地域計画の策定

- 望ましい農業構造を確立するためには、**地域における協議に基づき、担い手を中心として農業生産活動が行われ、農地が確保されることが必要。**
- 基本構想を作成している同意市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、**農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」を策定（令和7年3月末まで（随時変更可能））。**
- **地域計画を核として、人と農地の確保や地域農業を支える共同利用施設の更新等のための施策を構築する必要。**

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理
緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

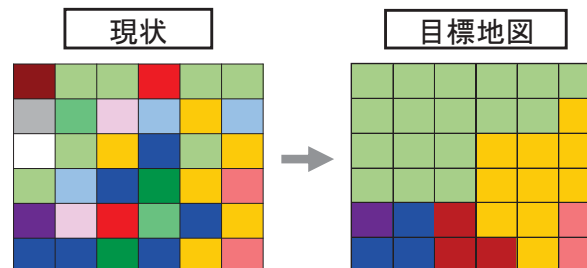
○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示（「目標地図」）**

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、**市街化区域**については行われない

スマート農業技術の開発・導入とサービス事業体の活動促進

- 農業者が大幅に減少することが見込まれる中、**少ない人数でも安定的に食料を供給できる体制の確立**が課題。
- スマート農業技術活用促進法に基づく、研究開発等に取り組むスタートアップ等に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化による**研究開発**、スマート農業技術の活用を促進する**サービス事業体の活動支援**、スマート農業技術に適合した**栽培方法の見直し等の新たな生産の方式の導入**、中山間地域等へのスマート農業技術導入の推進が必要。

生産方式革新事業活動のイメージ

収穫ロボット＋果樹の省力樹形（りんごの例）

現状



樹木がほ場内に散在
作業動線が複雑で機械作業が困難



ひとつひとつ目視で確認しながらの
人手による収穫作業

将来の姿



省力樹形とし、直線的に配置することにより、機械作業が容易に

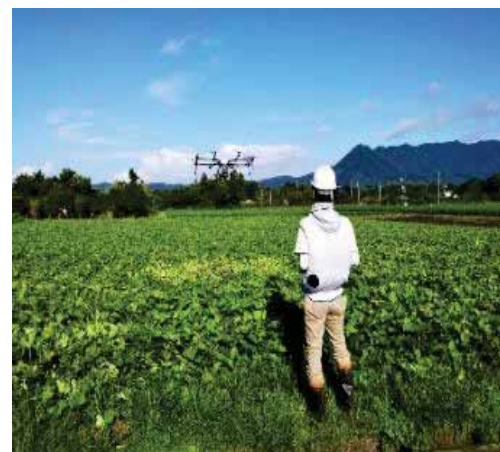


自動収穫ロボットの導入

サービス事業体の事例

専門作業受注型

農作業を受託して
農業者の負担を軽減



- ・ドローンによる防除、追肥作業
- ・リモコン草刈り機等を活用した
畦畔管理の代行

データ分析型

農業関連データを分析して
解決策を提案

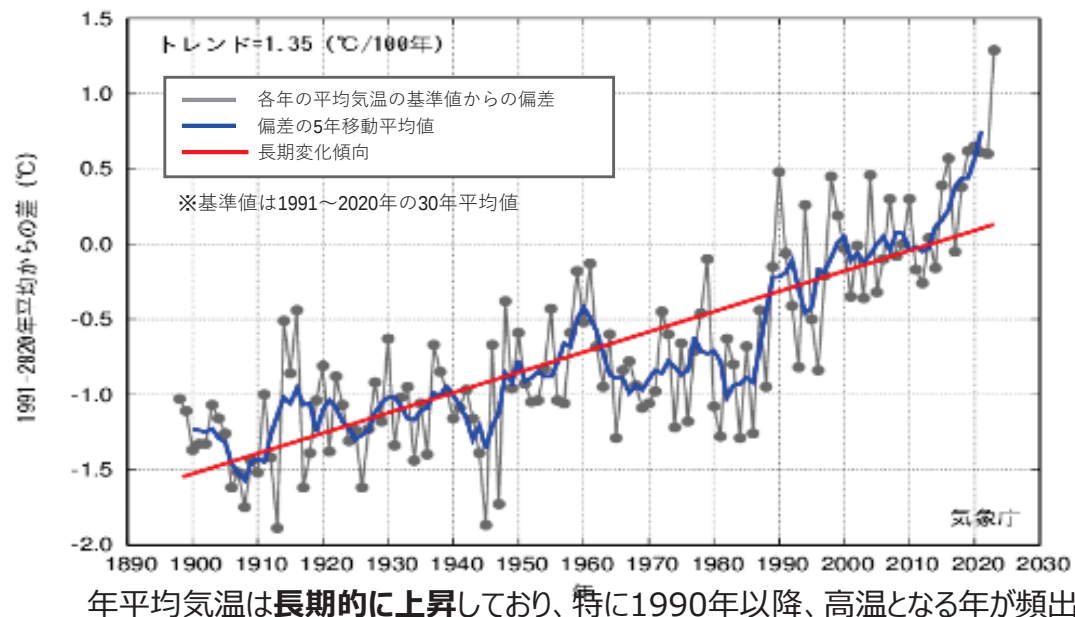


- ・ドローンを活用した作物の
生育状況のセンシング
- ・生産や市況のデータを分析、
最適な出荷時期を提案

新品種の育成・導入

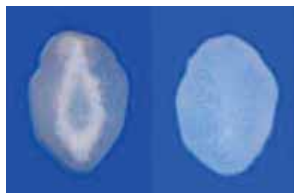
- 生産性向上や気候変動に対応するためには、**省力化、多収化に資する新品種**や、**高温耐性の強い新品種**等の育成・導入が必要。
- **農業は気候変動の影響を受けやすく、高温による品質低下などが既に発生。**
- 多収品種や高温耐性品種等の育成・導入により、温暖化等の気候変動が進む中においても、**作物の品質・収量の維持・向上**が必要。

●日本の年平均気温偏差の経年変化



●農業分野への気候変動の影響

想定を上回る気温の上昇により、生育障害や、多雨による湿害、病虫害の被害が発生し、収量が減少



水稻：高温による品質の低下
白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



高温により、
トマトの裂果等が増加



高温・多湿環境下で
デンサイの黒根病等(左)が増加

●生産性向上や気候変動に対応した既存品種

<多収性品種>

大豆(そらたかく)



◎既存品種より5割多収で、
倒伏に強い

<高温耐性品種>

水稻(にじのきらめき)



「コシヒカリ」
よりも明らかに
白未熟粒が少ない

◎高温でも白未熟粒の発生が少ない
◎倒伏に強く多収である

<スマート農業技術に適合した品種>

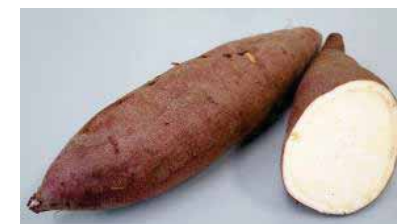
リンゴ(紅つるぎ)



◎樹姿を壁状に仕立てやすく、作業
の機械化等の省力化栽培に適する

<病害抵抗性品種>

カンショ(べにひなた)



◎基腐病に強く、食味が良い

スマート農業等に対応した基盤整備

- 良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、それらの有効利用を通じて生産性の向上等を図るためには、生産基盤の整備及び保全が必要。
- 農地については、**大区画化や汎用化等の基盤整備が一定程度進展**。水田整備率の向上に従い、**稲作に係る労働時間が減少**。
- 担い手への農地集積・集約化、スマート農業技術等の導入、需要に応じた生産に対応するため、**農地の大区画化や汎用化、情報通信基盤等の基盤整備を一層推進する必要**。

○水田の整備状況（R4）

← 水田面積 235万ha →

大区画整備済み面積 28万ha(12%)
30a程度以上整備済み面積 160万ha(68%)
排水改良が行われた面積 111万ha(47%)

○畑地の整備状況（R4）

← 畑面積 197万ha →

畑地かんがい施設整備済み面積 50万ha(25%)
区画整備済み面積 129万ha(65%)

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

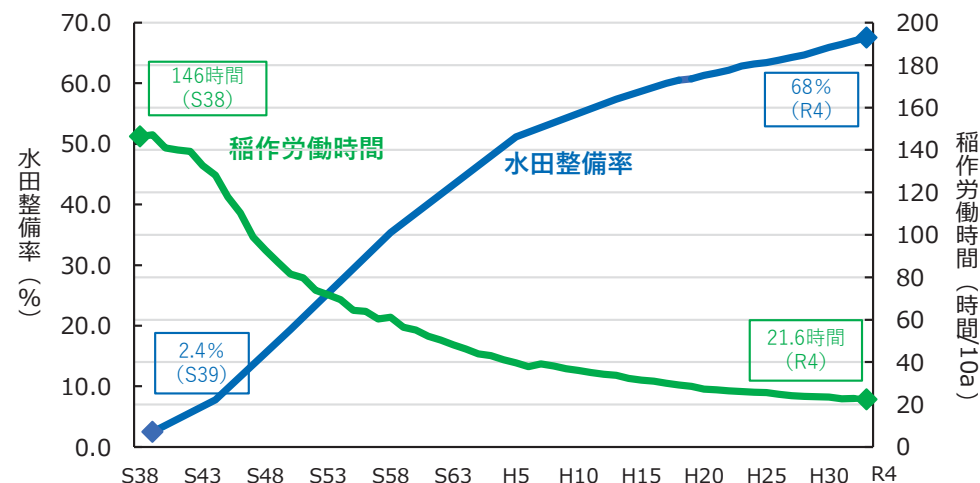
注：1) 「大区画整備済み面積」とは、50a以上に区画整備された田の面積

2) 「排水改良が行われた面積」とは、30a程度以上の区画整備済みの田のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

3) 「水田面積」は令和4年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4年3月末時点の数値

4) 「畑面積」は令和4年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4年3月末時点の数値

○水田整備率と稲作労働時間

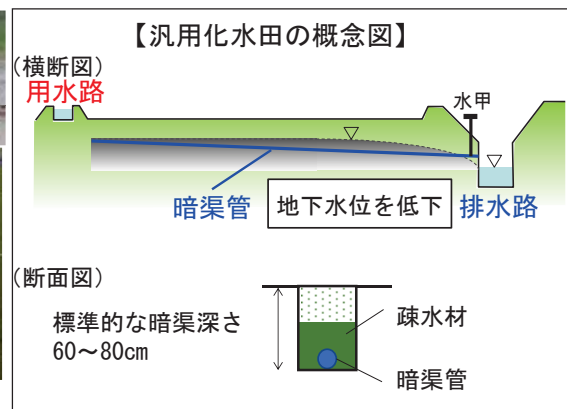


資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」、「農業経営統計」、「農林業センサス」

経営耕地面積の調査対象：S50～S60 農家、H2～H12 販売農家、H17～ 農業経営体



自動走行農機等に
対応した農地の大区画化



水管理を省力化するための自動給水栓
(広い面積を耕作する担い手や、起伏がある中山間地域の見回り回数削減に有効)



光ファイバ



ローカル 5 G基地局

農業用排水施設の保全管理

- 農業用排水施設については、農業用水の安定的な確保のための重要なインフラであるが、**老朽化が進行し突発事故が増加傾向**。
- 人口減少下においても施設の機能が十分に発揮されるよう、**計画的な更新、施設の集約・再編、管理作業の省力化等**を一層充実する必要。

○ 農業用排水施設のストック（基幹的水利施設）

基幹的水利施設 施設区分	2007 (H19)			2022年 (R4)		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設（か所）	7,268	3,041	42%	7,735	4,445	57%
貯水池	1,237	104	8%	1,293	133	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,970	859	44%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,016	2,365	78%
水門等	1,062	535	50%	1,138	846	74%
管理設備	219	159	73%	318	242	76%
基幹的水路（km）	48,570	12,033	25%	51,954	23,832	46%

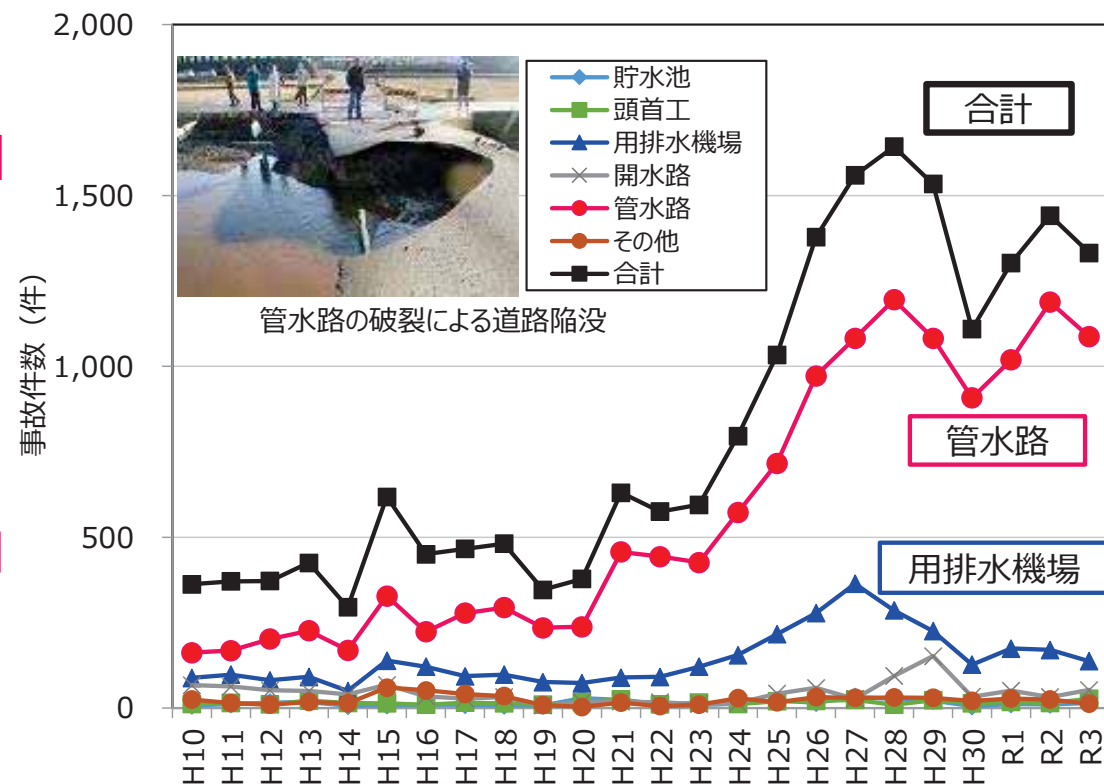
資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」（2022年3月時点）

注1：基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

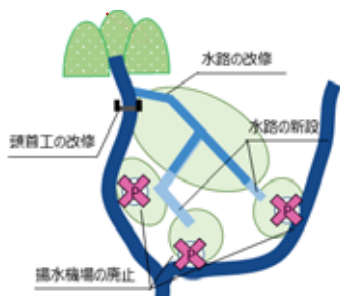
○ 農業用排水施設の突発事故発生状況



資料：農林水産省農村振興局調べ



計画的な施設の更新



施設の集約・再編



水管理の自動化・遠隔化



ゲートの自動制御



点検ロボットによる
通水中の水路トンネルの点検

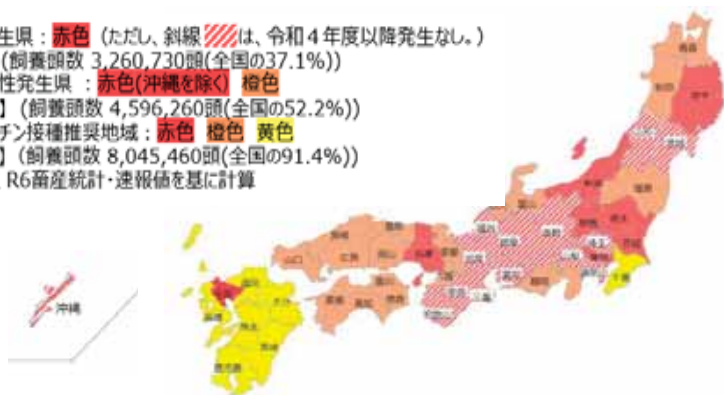
動植物防疫

- 家畜伝染病及び植物病害虫の発生・まん延は、**農業に著しい損害を与える恐れ**があるため、発生予防・まん延防止に取り組む必要。
- **豚熱**及び**高病原性鳥インフルエンザ**については、近年発生件数が増加。また、**アフリカ豚熱**については、日本で非発生であるものの、アジアで感染が拡大。
- 毎年度大陸から飛来する**水稻の重要害虫であるウンカ類**については、気候の変化とともに被害が多発しており、2020年には、特に東海以西においてトビイロウンカの発生が多く、一部地域では過去最大級の被害が発生。
- **効果的な検疫体制の構築と厳格な水際措置の実施**を図るとともに、**飼養衛生管理の向上**や**農場の分割管理の徹底**、**総合防除体系の構築**を推進する必要。

○ 豚熱

- ・ 平成30年9月に日本で26年ぶりに発生して以来、令和6年8月までに22都県・93事例の発生を確認。
- ・ 令和元年10月から予防的ワクチンの接種を開始。

飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。）
【22都県】（飼養頭数 3,260,730頭(全国の37.1%)）
野生いのしし陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色
【38都府県】（飼養頭数 4,596,260頭(全国の52.2%)）
飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色
【46都府県】（飼養頭数 8,045,460頭(全国の91.4%)）
※飼養頭数は、R6畜産統計・速報値を基に計算



○ アフリカ豚熱（日本では非発生）

- ・ 平成30年8月に中国においてアジア初の発生。
- ・ その後、アジア全域に拡大（東アジアでは日本と台湾のみ非発生）。

○ 高病原性鳥インフルエンザ

- ・ 令和2年から4年連続して発生、令和4年度は過去最大の発生（殺処分羽数は約1,771万羽）
- ・ 令和5年度シーズンは10県11事例の発生（殺処分羽数は約85.6万羽）。



○ ウンカ類による日本の水稻被害

（被害量 千トン）



資料：農林水産省「作物統計」



稲を吸汁するトビイロウンカ



飛来源であるベトナム北部や中国南部では、
①感受性品種の栽培
②薬剤抵抗性の発達

資料：農研機構 九州沖縄農業研究センター「2013 年のトビイロウンカの多発要因と今後の課題」（松村 正哉他）
クマイ化学工業株式会社 Website「ウンカの生態と被害」より農林水産省にて作成

3. 環境と調和のとれた食料システムの確立 ・多面的機能の発揮

みどりの食料システム戦略のKPIと目標設定

- 食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、**環境と調和のとれた食料システムを確立**することが必要。
- 令和3年に「**みどりの食料システム戦略**」を策定し、温室効果ガス削減、環境保全、食品産業等における**14のKPIを設定**。
- さらに、環境負荷低減事業活動を促進するため、令和4年に「**みどりの食料システム法**」を制定。同法に基づく、環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者の計画認定数は、令和6年8月末時点で17,000名以上（46道府県）。

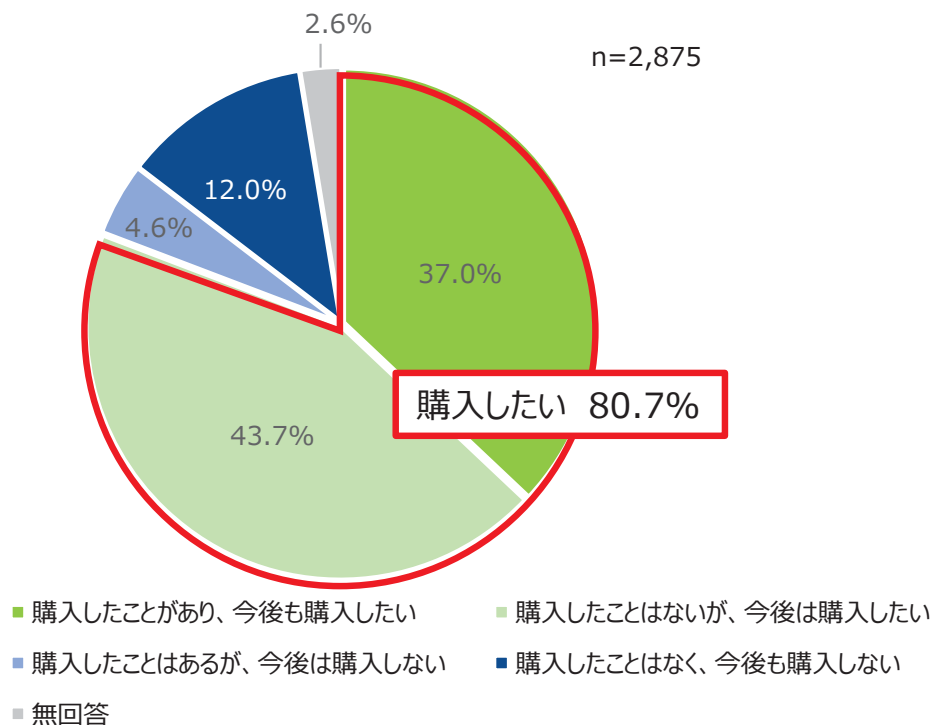
「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI			2030年 目標		2050年 目標	
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0 万t-CO ₂ (100%削減)	
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する 電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	技術確立 2040年		
			高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証			
			小型沿岸漁船による試験操業を実施			
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、 農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な 発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に 歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を 目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁 業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エ ネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村に おける再生可能エネルギーの導入を目指す。		
環境保全	⑤	化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値)（50%低減）	
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン（30%低減）	
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha（25%）	
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン（50%削減）			
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人（30%向上）			
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%			
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調 達の実現	100%			
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%		90%	
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン			
	⑭	二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		100%	
			64%		100%	

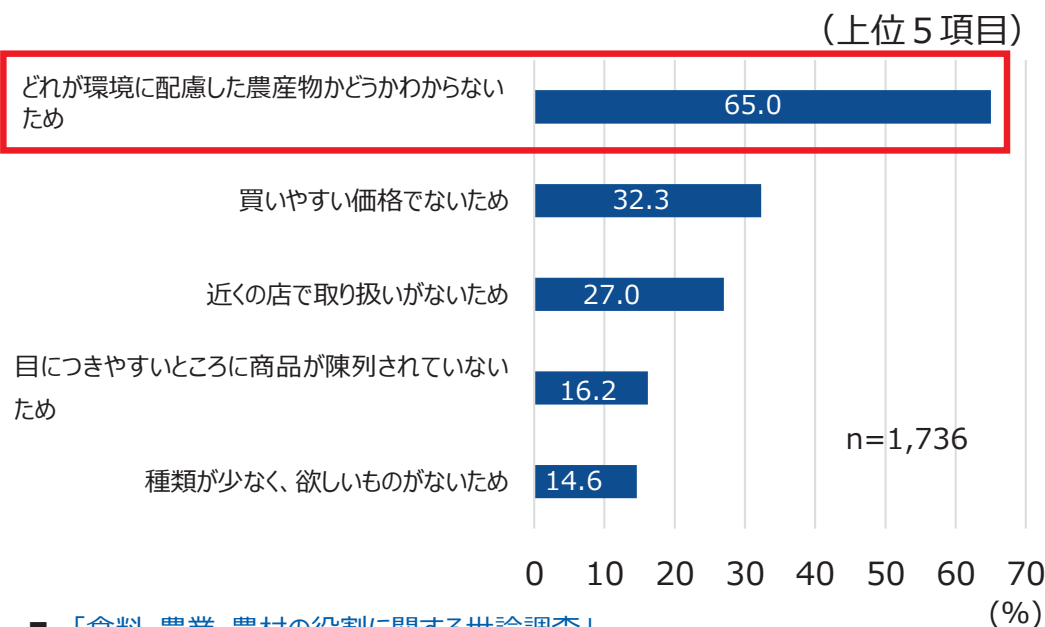
環境に配慮した農産物に対する消費者の意識

- 環境に配慮した農産物の消費を拡大するためには、**消費者理解を醸成**し、消費者が選択できる環境を整備することが必要。
- 令和5年の世論調査によると、**環境に配慮した生産手法によって生産された農産物を購入したいと答えた人が8割以上**。購入したことがない、または、今後購入しない理由として、「**どれが環境に配慮した農産物かわからないため**」と答えた人が6割以上。
- 生産者の**環境負荷低減の取組の「見える化」**における品目の拡大や、**J-クレジット制度**における農林水産分野での新たな方法論の策定等により、食料システム全体での環境負荷低減の取組を推進する必要。

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農作物を実際に購入したことがありますか。



問 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物の購入について、購入したことがない、または、今後購入しない理由は何ですか。（複数回答可）



■ 「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」

(内閣府、令和5年9月14日～10月22日実施、有効回収数2,875人)

「見える化」の取組について

- ・ 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、**定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく等級ラベル表示**（愛称：みえるらべる）。
- ・ 米については、生物多様性保全の取組についても評価可能。



※上記の商標は商標出願中です



※上記の商標は商標出願中です



※上記の商標は商標出願中です

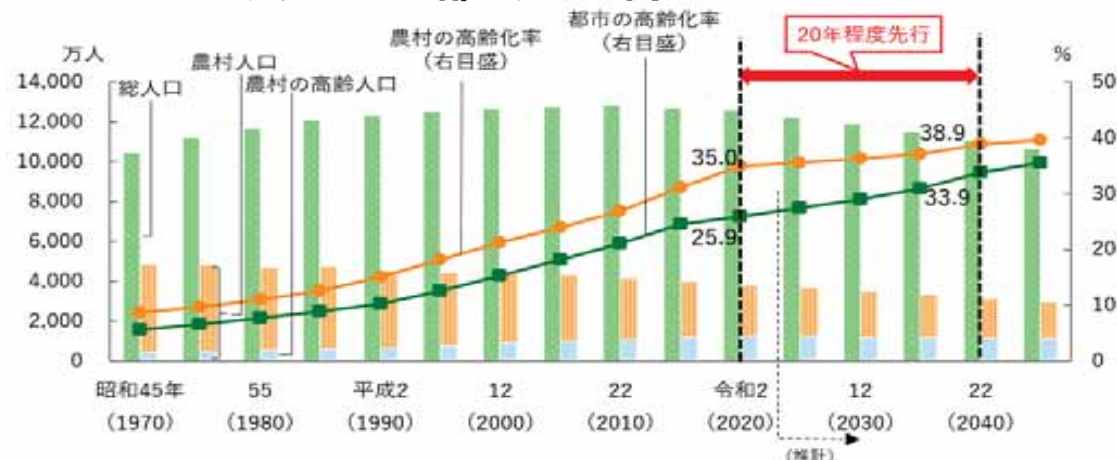
「見える化」の取組事例

4. 農村の振興

農村人口の減少と集落機能の低下

- 農村における人口減少・高齢化は、都市に先駆けて進行。集落の総戸数が9戸以下になると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下。
- 総戸数9戸以下の集落が増加するとともに、1集落当たりの農家の割合も低下しているため、集落活動は今後さらに衰退するおそれ。
- 人口減少下においても地域社会が維持され、食料の安定供給機能や多面的機能が発揮されるよう、農村の振興を図ることが必要。

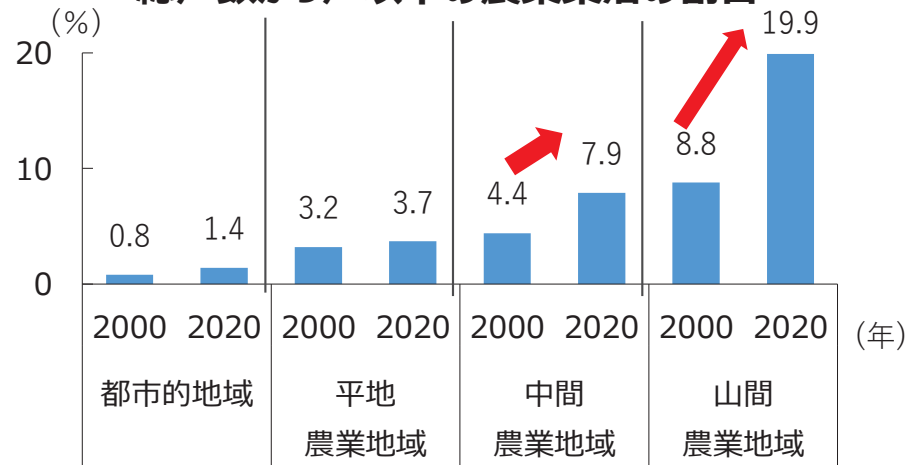
農村と都市部の人口と高齢化率



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に農林水産省作成。

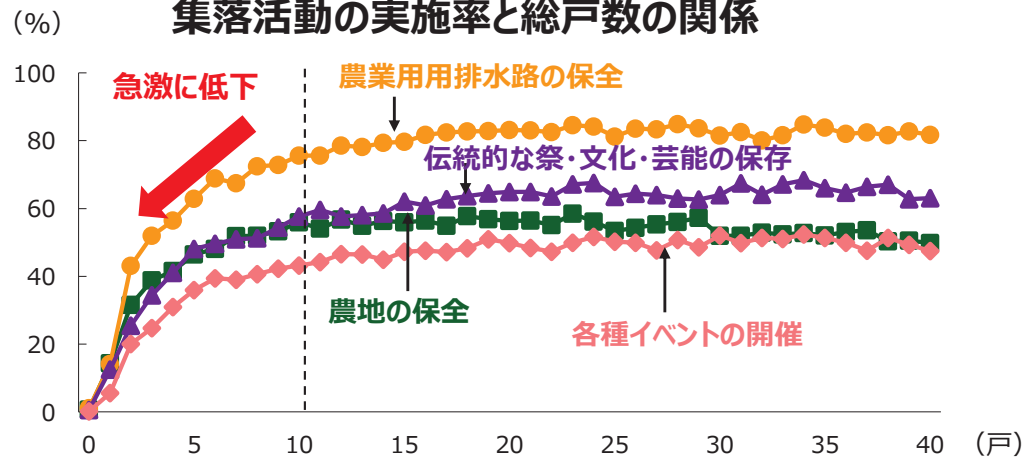
注：ここでは、国勢調査における人口集中地区（DID）を都市、それ以外を農村とした。
なお、高齢化率とは、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



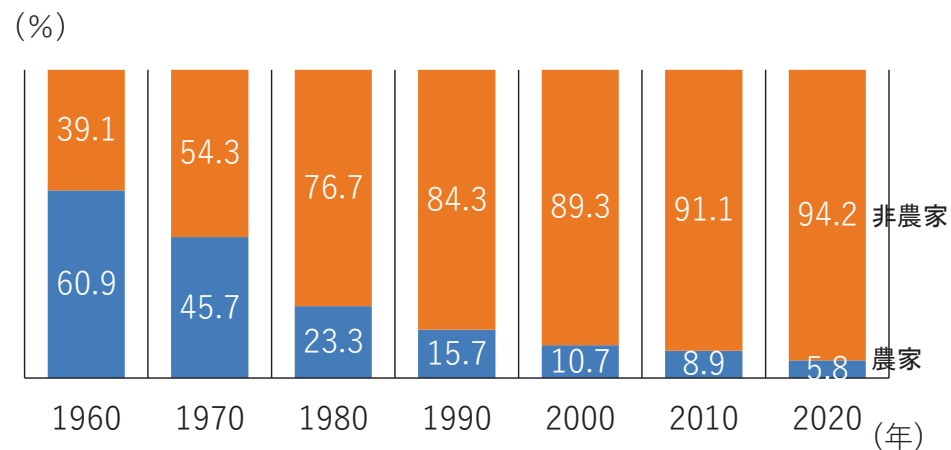
資料：農林水産省「農林業センサス」

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」(2018年12月)

1 農業集落当たりの農家率



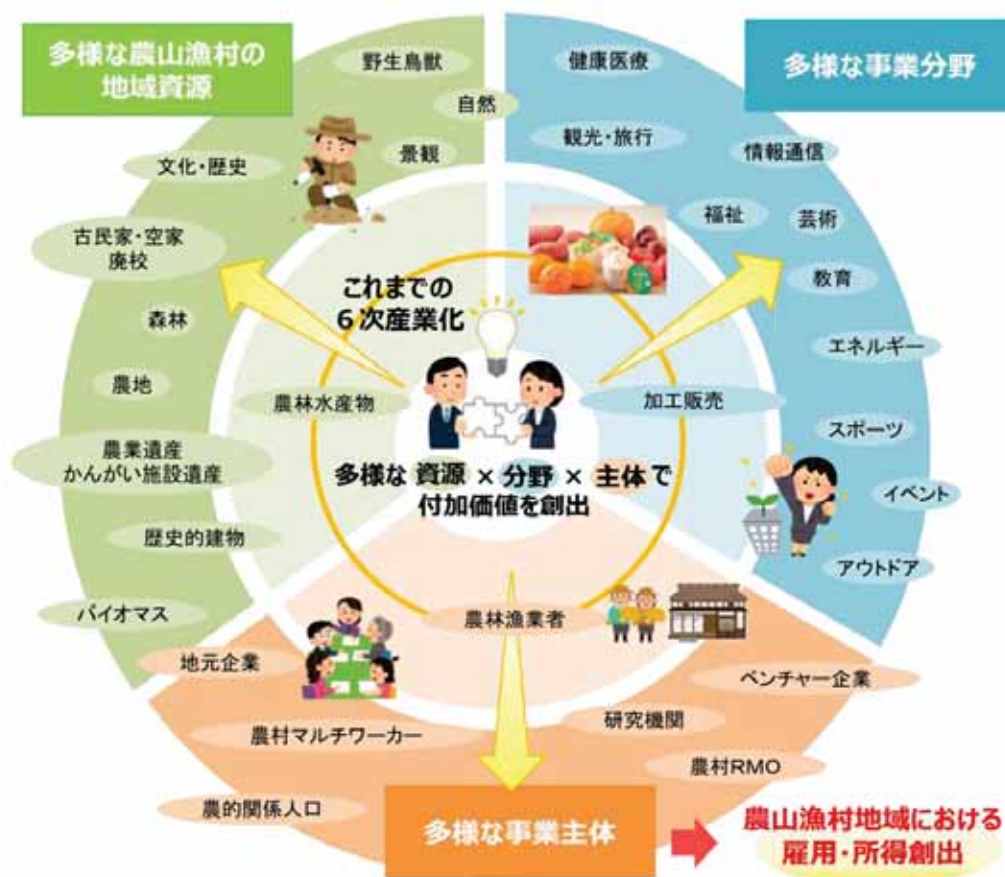
資料：農林水産省「農林業センサス」

地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出

- 農村においては、人口の減少と集落機能の低下が進む中で、**農村人口の維持と農村関係人口の拡大**を図ることが必要。
- 農山漁村の地域資源をフル活用し、他分野と連携を図ることなどにより、**付加価値を創出**することで、農山漁村における**所得の向上、雇用の創出**を図る。
- その際、**関係省庁連携の下、官民共創の仕組みも活用しつつ、民間企業等の参画促進、地域と企業のマッチング**などを図ることが必要。

地域資源活用価値創出

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村の地域資源を活用した付加価値の創出事例

「農産物、景観」×「加工販売、観光・旅行」 ×「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。
(栃木県宇都宮市)



「森林」×「スポーツ」×「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。
(栃木県壬生町)



「農産物」×「加工販売、観光旅行、教育」 ×「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。
(長崎県大村市)



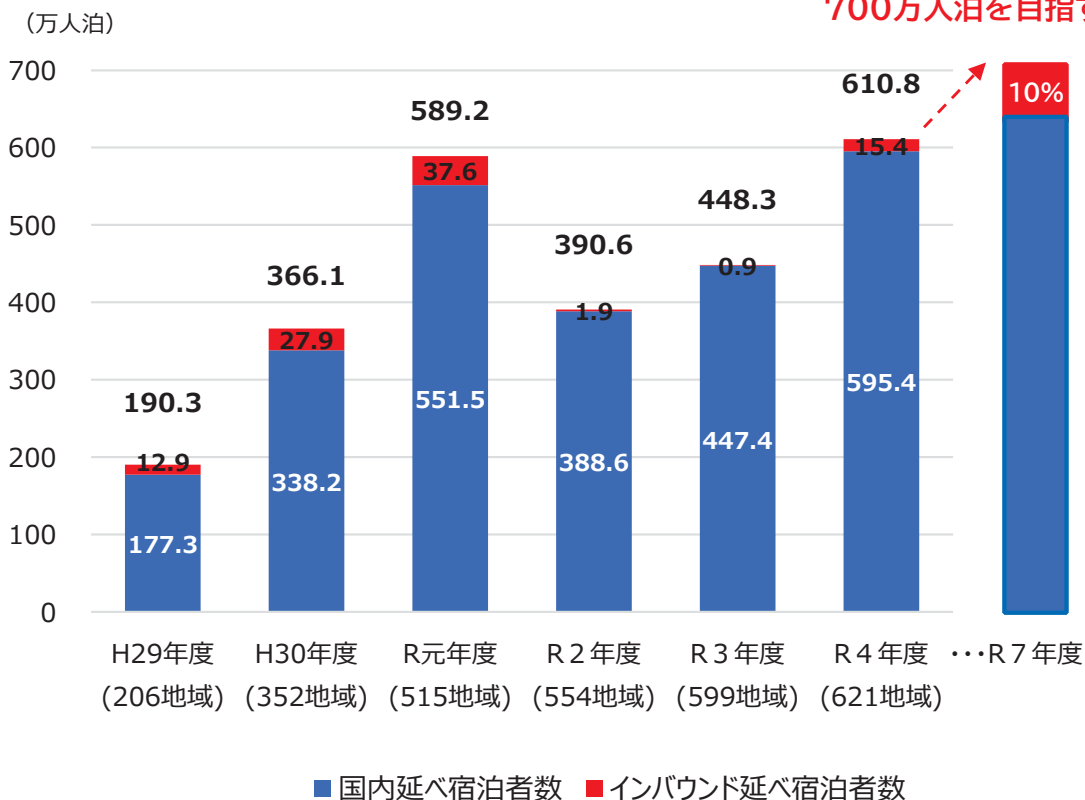
農泊、農福連携の推進

- **農泊地域の年間延べ宿泊者数**はコロナ禍で大きく減少したものの、**令和4年度時点で611万人泊（621地域）**まで増加。インバウンドや再訪者も取り込んで、令和7年度までの700万人泊達成に向け誘客増大を図る。
- **農福連携の取組主体数**は、4年間で3,062件増加の**7,179件**であり、**令和元年6月決定の「農福連携等推進ビジョン」の目標を達成**。令和6年6月決定の「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」では、「農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上」との目標を新たに設定。

農泊地域の年間延べ宿泊者数の推移

注：農泊地域とは、農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域

インバウンド需要や再訪者も取り込み700万人泊を目指す

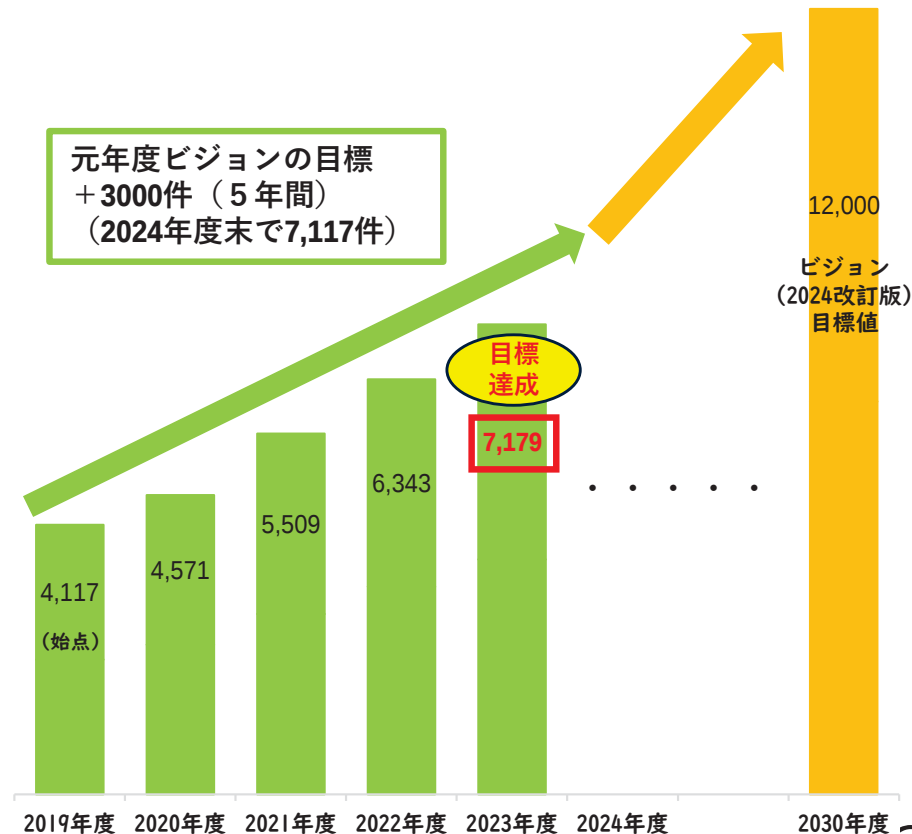


資料：農林水産省「農泊地域における令和4年度実績調査」（令和5年8月実施）

農福連携の取組主体数

ビジョン（2024改訂版）の目標 12,000件（2030年度末）

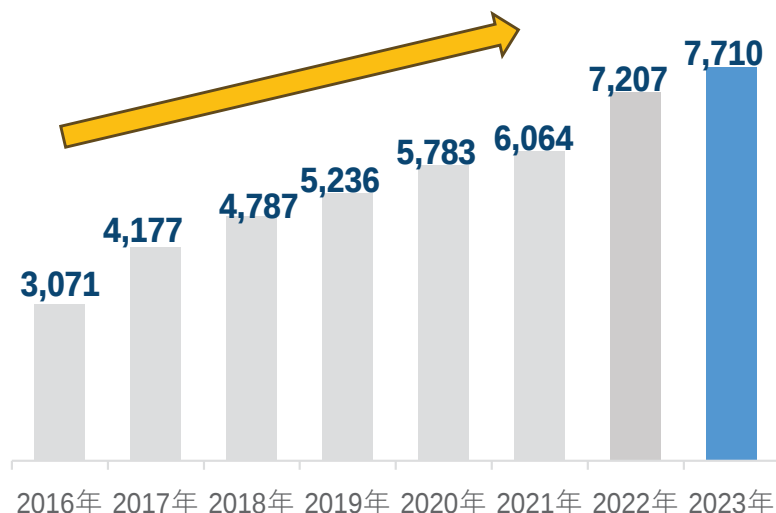
元年度ビジョンの目標 + 3000件（5年間）
（2024年度末で7,117件）



農村型地域運営組織（農村RMO）の形成

- 農村においては、人口減少下においても**地域コミュニティの機能を維持・強化し、生活の利便性の確保**を図ることが必要。
- 近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実施する**地域運営組織（RMO）の形成数が増加**。
- 農村においては、**農用地の保全、地域資源の活用、生活支援**などに取り組む**農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進**することが必要。

地域運営組織（RMO）の形成数



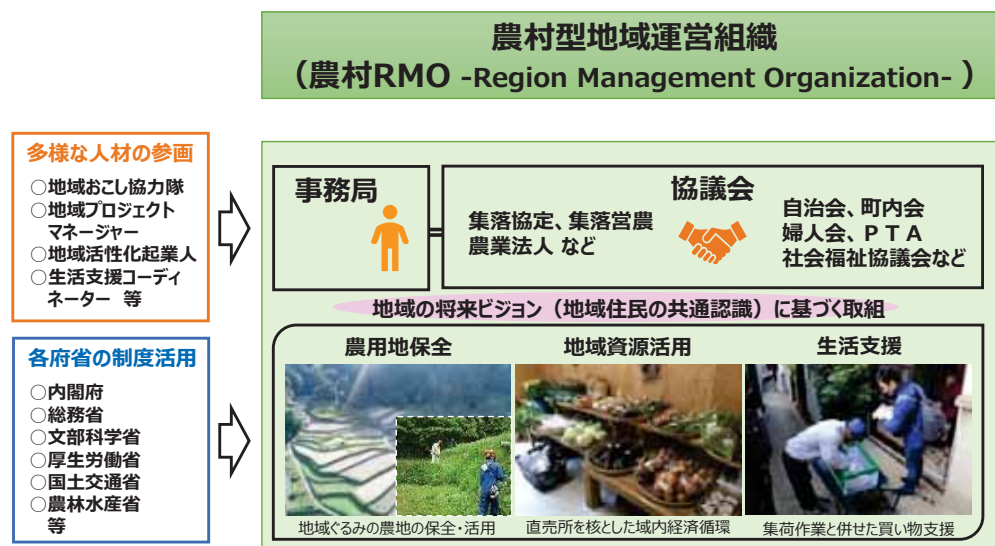
資料：「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」（令和6年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）

※地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

RMO: Region Management Organizationの略

（例）○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会 等

農村型地域運営組織（農村RMO）形成に関する推進体制



多様な人材の参画

- 地域おこし協力隊
- 地域プロジェクトマネージャー
- 地域活性化起業人
- 生活支援コーディネーター 等

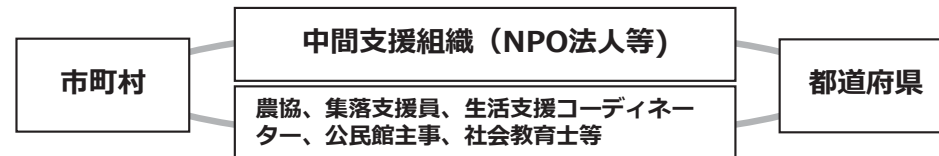
各府省の制度活用

- 内閣府
- 総務省
- 文部科学省
- 厚生労働省
- 国土交通省
- 農林水産省 等

伴走支援

都道府県レベルの支援チーム

- 農村RMOを目指す地域に対し、部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援



全国レベルの支援

- 農村RMOに関する制度や事例の周知・知見の蓄積・共有



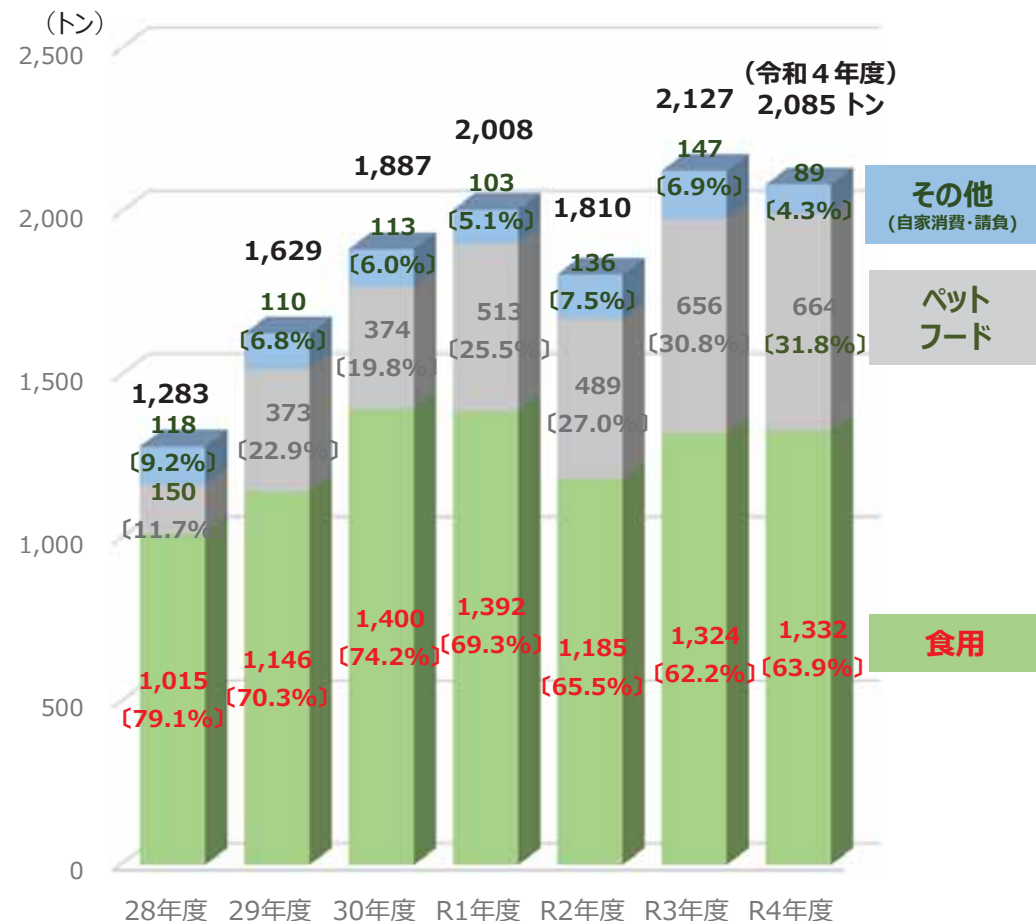
鳥獣被害とジビエ利用

- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害をもたらしていることから、**鳥獣被害対策及びジビエ利用**を推進することが必要。
- 鳥獣被害対策は、**個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱を基本**とし、地域ぐるみで徹底した取組を実施。**ジビエ利用量は増加傾向**。
- 鳥獣被害対策について、**広域的で効率的・効果的な取組**を実施するとともに、ジビエ利用等についても、**捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講ずる**ことが必要。

● 鳥獣被害対策の3本柱



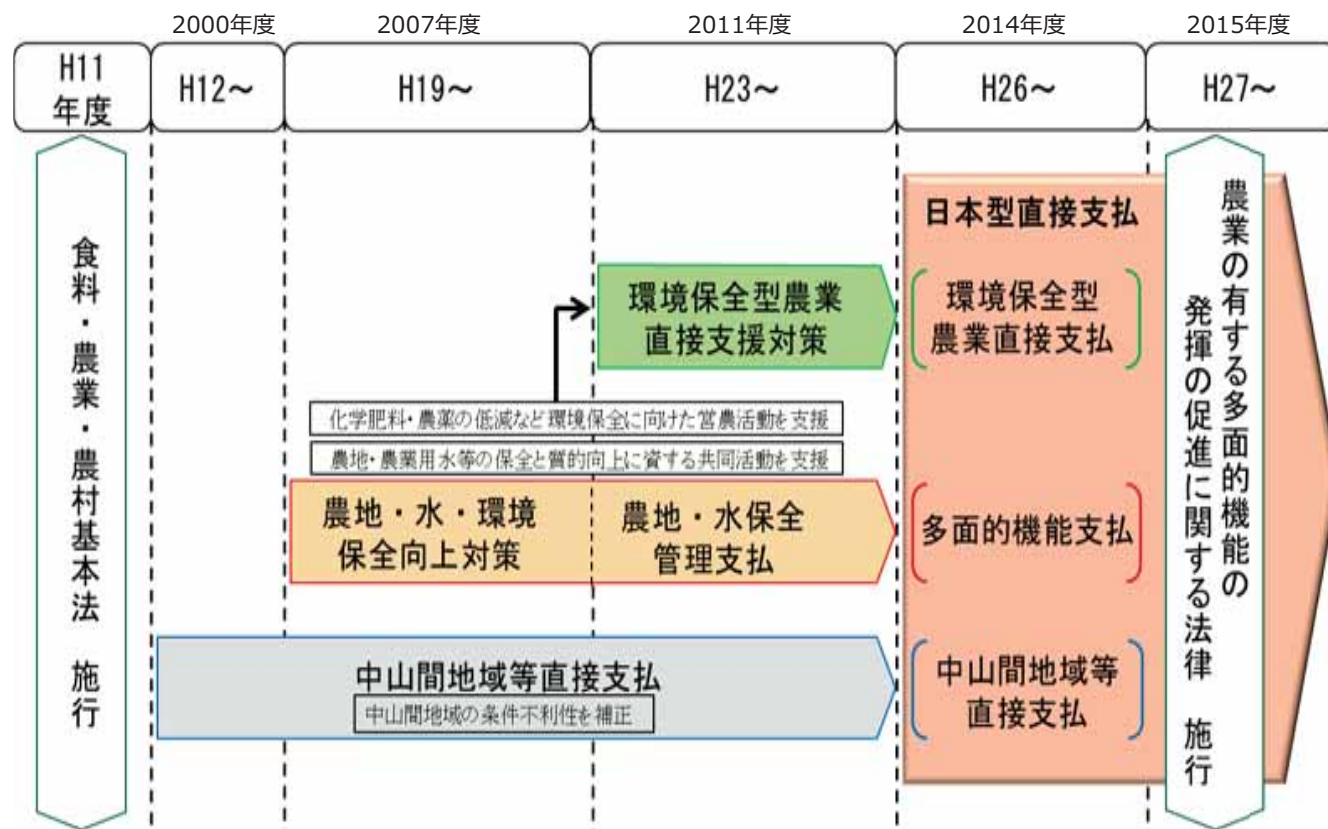
● ジビエ利用量の推移



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」

日本型直接支払

- 日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）については、2015年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。**
- 2025年度（令和7年度）からの次期対策等に向けて、人口減少下でも継続できる体制構築や環境負荷低減の取組強化等に資するよう、制度の見直しを検討する必要。



中山間地域等直接支払

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**
- 中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって以下の農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払

- **自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援**



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能支払

【農地維持支払】

- **多面的機能を支える共同活動を支援**

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

【資源向上支払】

- **地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援**

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修

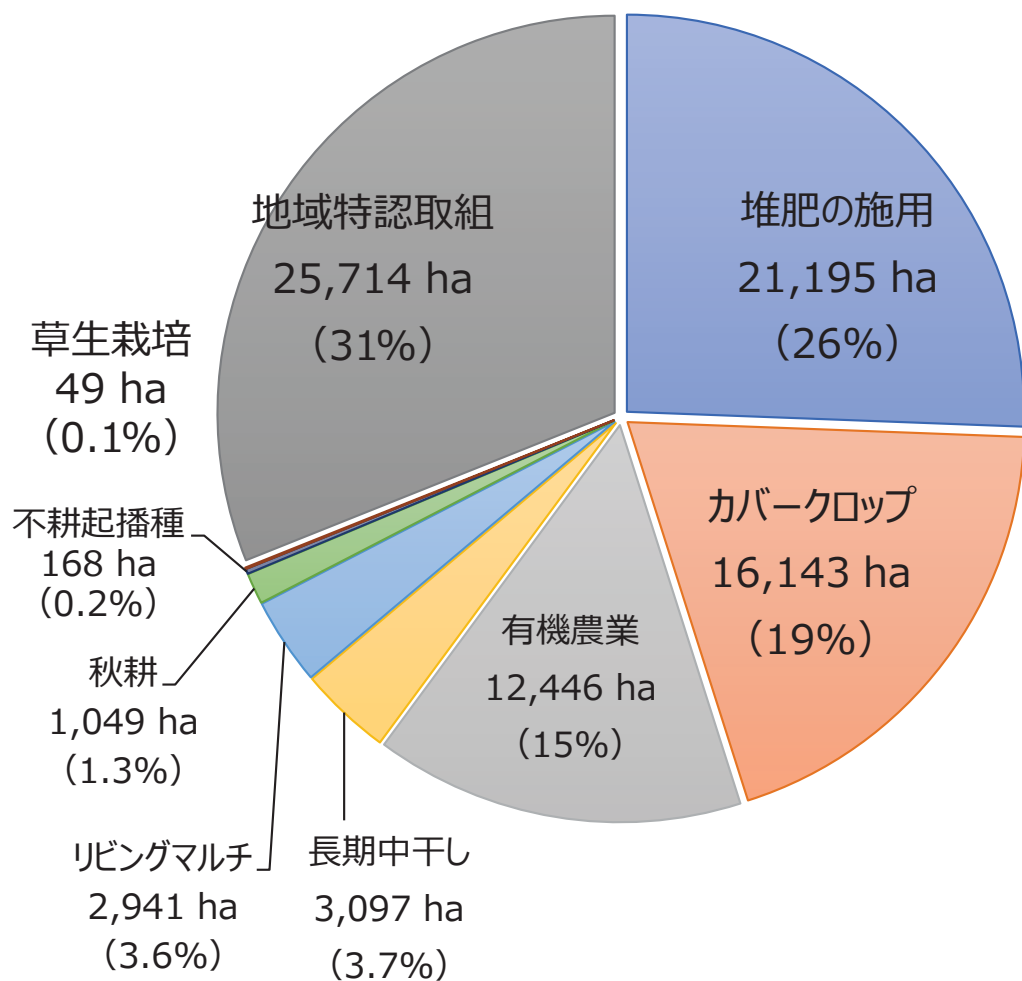


ため池の外來種駆除

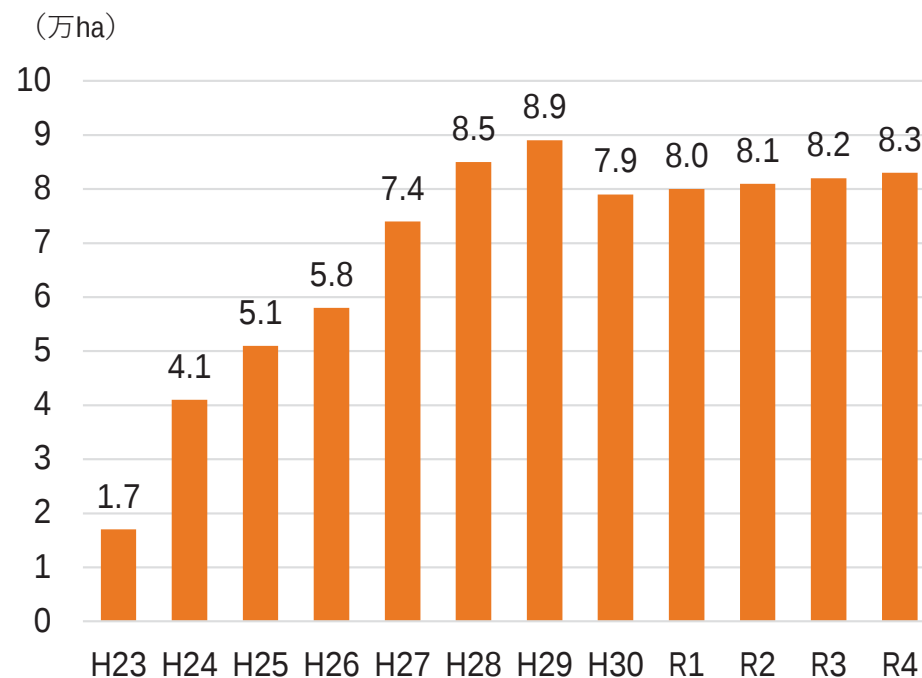
環境保全型農業直接支払

- 環境保全型農業直接支払については、堆肥の施用、カバークロップ、有機農業等の取組を支援しているが、近年、実施面積が約 8 万 ha にとどまっている。
- このような状況を踏まえ、現行環境保全型農業直接支払については、令和 7 年度に**有機農業の取組面積の更なる拡大**に向けた見直しを行うとともに、令和 9 年度にはみどりの食料システム法に基づき**環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する新たな直接支払に移行すること**を検討する。

環境保全型農業直接支払
(支援対象取組別の実施面積割合 (令和 4 年度))



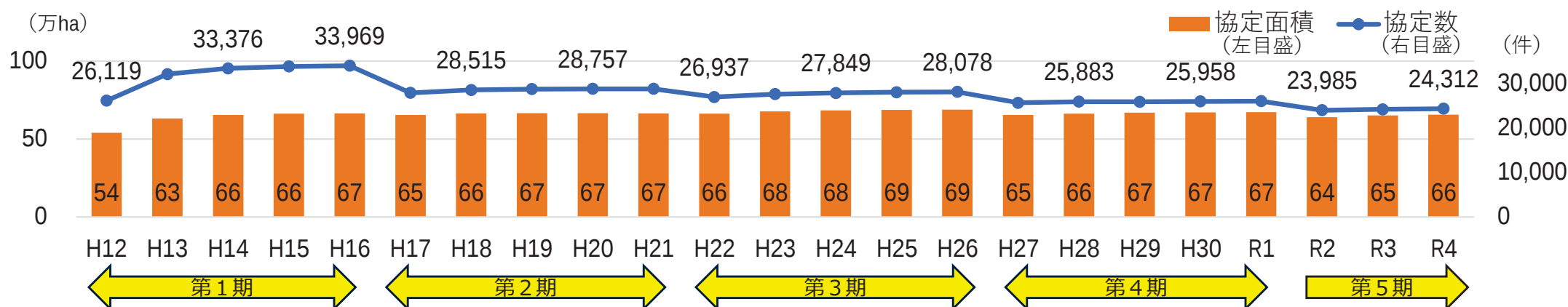
環境保全型農業直接支払 (実施面積)



中山間地域等直接支払、多面的機能支払

- 中山間地域等直接支払の協定面積及び協定数は減少傾向。多面的機能支払の取組面積は増加傾向にあり、非農業者の参画率は近年35%程度で推移。
- 中山間地域等直接支払については、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくり、多面的機能支払については、活動組織の広域化、多様な組織や非農業者の参画等を推進する必要。

中山間地域等直接支払（協定面積、協定数）



多面的機能支払（取組面積、カバー率、非農業者参画率）

